第２次佐久穂町総合計画

平成 29 年度～令和８年度
（2017～2026）
後期基本計画　令和４年度～令和８年度
（2022～2026）

『自律し多様なコミュニティが
人々のくらしを支え、
挑戦や行動を支援するまち』を目指して

令和４（2022）年５月

佐 久 穂 町

あいさつ

第２次佐久穂町総合計画は、平成 27 年度に策定した「佐久穂町コミュニティ創生戦略」の基本目標を柱とし、将来像を「自律し多様なコミュニティが人々のくらしを支え、挑戦や行動を支援するまち」と掲げて施策を進めています。

このたび策定しました後期基本計画は、総合計画の 20 本の施策を縦糸とすると、４本のまちづくり戦略（創生戦略）が横糸で交差していることを示し、総合計画と創生戦略が適切に連携することで、好循環が生まれる関係性をわかり易く記載しました。

また、令和元年東日本台風災害などの自然災害の激甚化、新型コロナウイルスの流行によるコミュニティの危機やデジタル化の加速、SDGｓへの世界的な動きなど、大きな社会の変化に対応した修正も行いました。

人口減少・少子高齢化のなか、様々なところで、後継者や担い手不足が心配されており、空き家や空き店舗、農地の遊休荒廃地や山林等の管理者不明土地等と合わせ、地域コミュニティの存続が課題となっております。

このような状況のなか、佐久穂町の風土や環境に魅力を感じ、自分のやりたい仕事や活動を町内で取り組む若者、農業研修生や新規就農者、佐久穂小中学校や大日向小中学校への教育移住など、多様な人々が増えていることは、喜ばしいことです。

地域にあるコミュニティの歴史や経過を学び、状況に合わせて見直すことや継承することが肝要でありますが、新しいコミュニティも大切にし、更なる人と人とのつながりで、将来を担う子ども達や住み続けている人々、住んでみたい人々にも、喜びや愛着、誇りを持つことができる持続可能な地域への支援を行います。

更に令和 4 年度から、佐久穂町全域が過疎地域に指定されます。令和 3 年 4 月に施行された新過疎法の前文で、過疎地域には、食料・水・エネルギーの安定供給、生物多様性の確保、多様な文化の継承などの「都市とは異なる価値」があり、都市への人口の過度な集中による大規模災害や感染症等の危険の中で、過疎地域の役割は一層重要になっているとしています。そこで、過疎債などの活用を行い、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、都市にない価値をさらに育て発展させていく必要があります。

本計画の推進にあたっては、住民と行政の協働が重要であり、佐久穂町が目指すまちの姿やその実現のための施策の方向性について共有し、相互が連携し、人材の育成、自ら学ぶ力を促す環境を整備することで、行動や挑戦ができるまちを目指します。

終わりに、総合計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和４年５月

佐久穂町長　佐々木　勝

目次

第１章　序論 5

１　計画の目的と役割 6

２　佐久穂町のすがた 8

３　時代の潮流 12

４　住民意向 14

５　施策の実施状況 18

６　今後の主要課題 19

第２章　基本構想 21

１　佐久穂町が目指す姿 22

２　財政計画 30

第３章　基本計画 31

１　総論 32

２　各論（施策の展開） 35

付属資料 107

１　諮問・答申 108

２　総合計画審議会 109

第１章　序論

1	計画の目的と役割	------6
2	佐久穂町のすがた	------8
3	時代の潮流	-----12
4	住民意向	-----14
5	施策の実施状況	-----18
6	今後の主要課題	-----19

1　計画の目的と役割

（1）計画策定の趣旨

平成 17（2005）年 3 月、佐久町、八千穂村の２町村が合併し新たに誕生した佐久穂町は、まちづくりの中長期的な方向を示す最初の「第 1 次佐久穂町総合計画（平成 19（2007）～28（2016）年度）」で「水と緑のうるおい　人の営みが奏でる未来のふるさと」[※1]を町の基本理念に掲げ、「第２次佐久穂町総合計画・前期基本計画（平成 29（2017）～令和３（2021）年度）」でもその考え方を引き継ぎながら、新町の均衡ある発展や住民サービスの向上、さらに地域の特性を活かした一体的なまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小や地域活力の低下、環境問題・SDGｓへの世界的な動き、デジタル化の加速、地震や豪雨等の自然災害の激甚化、新型コロナウイルスの流行によるコミュニティの危機など、大きな社会の転換期を迎えています。

これらの変化を受け止め、住民と行政が新しい時代に向けた目指すべき町の将来像を共有し、踏み出していくための指針として「第２次佐久穂町総合計画・後期基本計画」（以下、本計画）を策定します。

（2）計画の役割

① 総合的なまちづくりの指針

本計画は、佐久穂町の最上位計画です。

そのため、「佐久穂町が目指す姿」の実現に向けて、総合的なまちづくりを計画的に推進するための指針としての役割を持っています。

また、住民、事業者、国・県等に対して佐久穂町の基本的な考え方を発信し、連携した取組を促進する地域づくりの指針としての役割も持っています。

② 戦略的なまちづくりの指針

当町では、平成 26（2014）年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成 27（2015）年度に「佐久穂町コミュニティ創生戦略（佐久穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」（以下、創生戦略）を策定しました。その後、創生戦略は改訂されつつも、一貫して「コミュニティ」に着目したまちづくりを進めています。

※1　水と緑のうるおい　人の営みが奏でる未来のふるさと

この理念は、町村合併時から一貫しており、地域の豊かな自然、清らかな水や高原の緑がもたらすやすらぎやうるおいが、快適で安全な住環境や活力ある産業と調和することにより、将来に向けて、新しい価値観による「ふるさと」を創り出すことを目指すものとなっています。

「水と緑のうるおい　人の営みが奏でる」は、次のことを表現しています。この地域の自然環境は、私たちの豊かな心と伝統・文化を育んできたかけがえのない財産であり、佐久穂町のまちづくりの基本となること。また、この豊かな自然が、私たちにやすらぎや温もり、うるおいを与えるだけではなく、私たちがこの自然を愛し、守り、誇り、この自然と共生することにより、自然と調和した住環境や産業基盤を創造する財産であること。さらに、この自然の恵みを、外から来る人や次世代にとっても財産となるように大切にしていくとともに、人や文化の交流により、この地域が未来に向けて発展することです。

「未来のふるさと」は、こうした自然環境の豊かさ、自然と調和した住環境や活力ある産業の創造により、そこに住む人々の心を豊かにし、子どもから高齢者まで、元気で、笑顔で、住民一人ひとりの顔が見え、温もりを感じながら生活できる「ふるさと」をめざすことを表現しています。さらに、これまでの「古き良き時代」「古き良きふるさと」から「新しき良き時代」「新しき良きふるさと」へと新しい価値観を付加し、愛着と誇りの持てる地域を創りあげていくことを表現しています。

本計画では、まちづくりの方向性の整合性の観点から創生戦略の考え方を取り込み、「自律し多様なコミュニティが人々のくらしを支え、挑戦や行動を支援するまち」を将来像に掲げています。また、将来像を実現するためのまちづくり戦略は、創生戦略の内容を組み込んでいます。このようにすることで、本計画には、“コミュニティによる課題解決”を町全体で強力に推進する戦略的なまちづくりの指針（創生戦略）としての役割が付与されています。

（３）計画の期間と構成

① 期間

平成29（2017）年度から令和８（2026）年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要な見直しを行う場合があります。

② 構成

本計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。本書では、「基本構想」と「基本計画」を掲載しています。

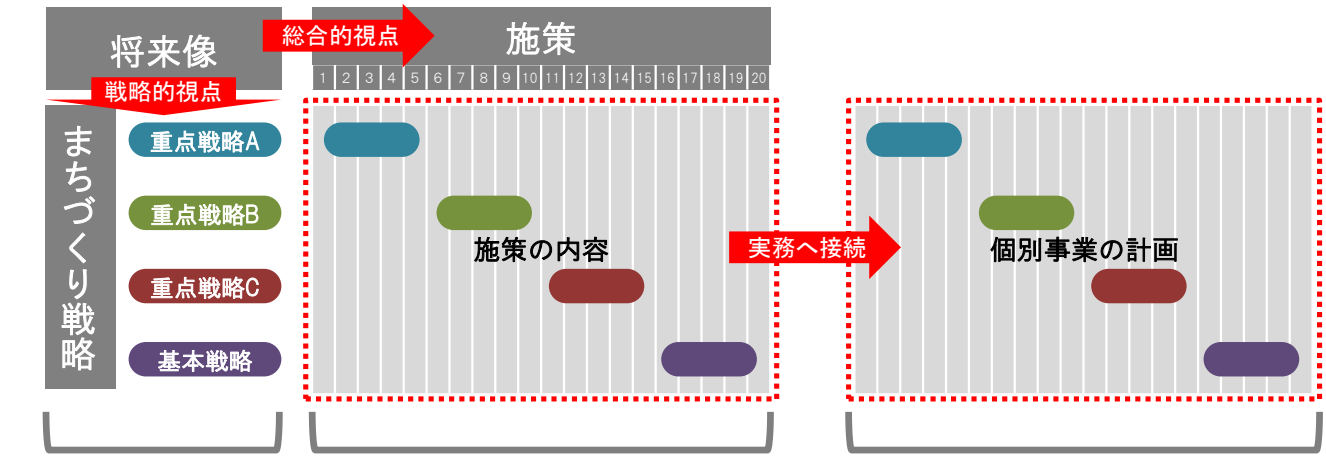

基本構想　10 年間
佐久穂町が目指す姿として「将来像」と、それを実現するための「まちづくり戦略」を示します。計画期間は、平成 29（2017）～令和８（2026）年度までの 10 年間です。

基本計画　５年間
将来像の実現に向けて、当町の総合的な施策を示します。前期と後期に分かれており、本書では後期基本計画（令和４（2022）～８（2026）年度）を掲載しています。

実施計画　３年間
基本計画の施策に紐づく個別事業の内容を示し、予算編成の指針とするものです。期間は３年間とし、毎年度見直しを行うローリング方式をとります。

区分＼年度	平成 29（2017）年度	平成 30（2018）年度	令和元（2019）年度	令和２（2020）年度	令和３（2021）年度	令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度
基本構想	10 年間									
基本計画	前期　５年間					後期　５年間				
実施計画	※ローリングによる見直しを毎年実施									

2　佐久穂町のすがた

（1）位置と地勢

■　地理・地形

当町は、長野県の東部、南佐久郡の北部に位置し、北は佐久市、西は茅野市、東は群馬県上野村と南牧村、南は小海町に接しています。町の面積は 188.15 ㎢、東西 29.5km、南北 14.8km です。

町の中央部を千曲川の清流が南北に貫流し、その沿岸に沿って国道 141 号と JR 小海線が走っています。また千曲川を境とした西部の八ヶ岳山系と東部の秩父山系の嶺を結ぶ国道 299 号が東西に走っています。

■　社会的条件

佐久市と小海町に隣接し、通勤や通学、商圏など社会的及び経済的に大きなつながりがあります。また、平成 29（2017）年度に中部横断自動車道の延伸により 2 つのインターチェンジ（以下、IC）が町内に開通し、東京方面、長野・新潟方面に高速道路で移動が可能となり、産業や観光の分野において、さらなる交流の促進が期待されます。

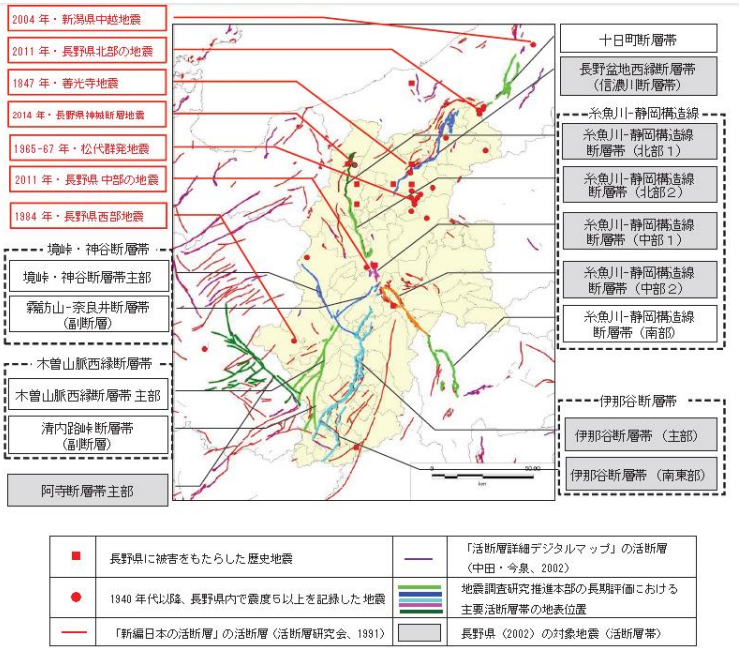

図 2.1-2　長野県の活断層の分布と被害地震の分布

注）糸魚川－静岡構造線断層帯における「北部１」「北部２」「中部１」「中部２」は、地震調査委員会長期評価部会（2000）による糸魚川－静岡構造線断層帯の活動セグメント（活断層を、過去の活動時期、平均変位速度、変位の向きなどに基づいて区分した断層区間）を示す。

■　気象・災害

日照時間が年平均約 2,000 時間と四季を通じて長く、年平均降水量が約 922mm前後と基本的には雨の少ない恵まれた環境ですが、近年の豪雨に対する備えは必要です。

気候は内陸性気候で、年間平均気温が 11℃前後、寒暖の差は大きいものの、夏季は冷涼、冬季は積雪が少なく、寒気の厳しい冬季を除けば暮らしやすい環境です。

長野県には山地と盆地の境界部に数多くの活断層が見られますが、当町は活断層がなく、地震による被害が少ない地域です。

（出典：長野県地震被害想定調査報告書概要版 H27.3 月（長野県））

（２）人口と世帯

■　人口と世帯数

町の総人口は、令和２（2020）年国勢調査によると 10,218 人で、平成 27（2015）年から令和２（2020）年までの５年間に 968 人減少しています。また、世帯数は、同調査によると 3,922 世帯で、平成 27（2015）年から令和２（2020）年までの５年間に 92 世帯減少しました。１世帯当たりの人員は、平成 27（2015）年では 2.79 人でしたが、令和２（2020）年には 2.61 人となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

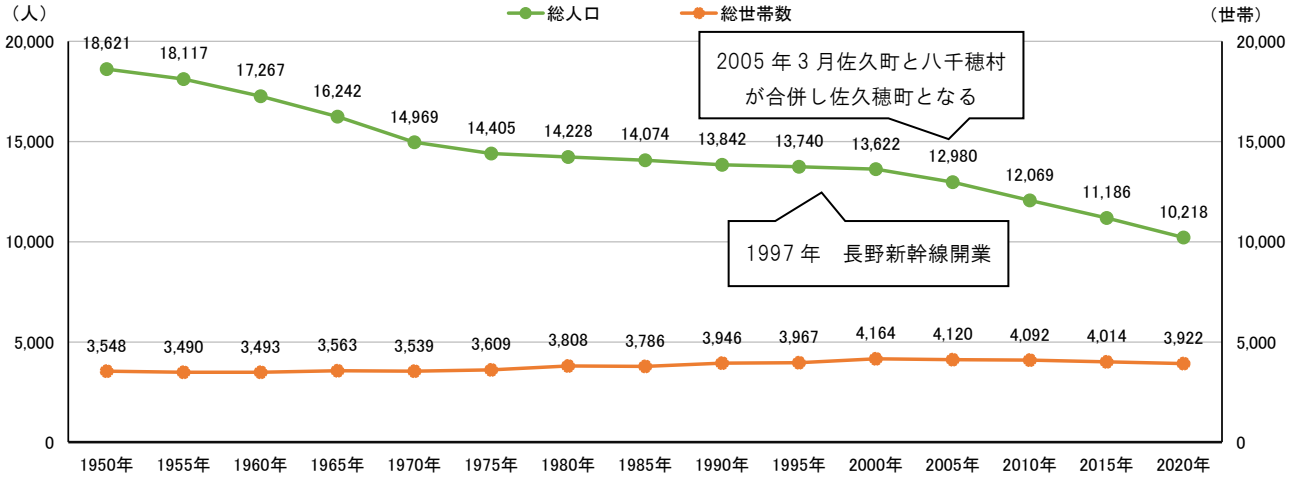

図１　総人口及び総世帯数の推移　　出典：国勢調査

※平成 17（2005）年までは佐久町、八千穂村の合算値

■　人口構成

人口構成は、年少人口と生産年齢人口の割合の減少が続き、高齢化率の上昇が続いています。特に、全国のデータと比較すると、20～30 歳代、45～49 歳の団塊ジュニア世代が少なく、産業や子育ての担い手の割合が少ないことがわかります。また、団塊の世代が後期高齢者になる令和７（2025）年が目前に迫っています。

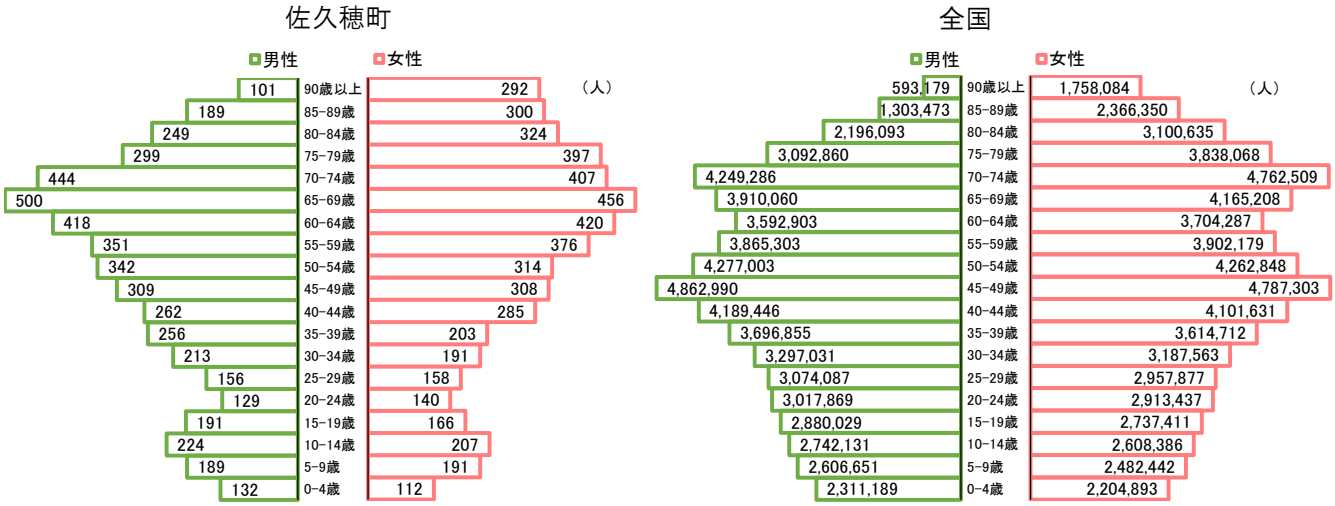

図２　人口ピラミッド（令和２（2020）年）　　出典：国勢調査

（３）佐久穂町の特性

■　清らかで豊かな水が自慢

2,400ｍを超える縞枯山や双子山などをはじめとする北八ヶ岳山麓や茂来山、十石峠周辺の関東山地の豊かな森に集められた水は、長い年月をかけ湧き水となります。湧き水は、八千穂高原に白駒池や雨池などの神秘的な湖を点在させ、さらに清流は苔むした岩間を流れ集まり、大石川や抜井川などの渓流となります。これら澄んだ清らかな水は、佐久平に住む人たちの水がめであり、佐久地域のライフラインとして、ここに住む人々にうるおいと安らぎを与えています。

■　高原の地に宝石のような風景がちりばめられたまち

八ヶ岳中信高原国定公園の東に位置する八千穂高原には、四季折々の風景や季節感を満喫できる高原として多くの観光客や写真家が訪れます。人気のスポットは、なんといっても「日本一美しい」といわれる白樺の林です。また、標高 2,000m を超える天然湖が４つも存在し、特に当町と小海町に跨ぐ白駒の池は、数百年の時をその年輪に刻んだシラビソ、トウヒ、コメツガや日本蘚苔類学会に「日本の貴重なコケの森」に認定された苔むした原生林が広がり、神秘的な水面に加え、ひんやりとした清浄な森の息吹が、夏にはなによりのおもてなしとなっています。

■　自然に育まれる農林水産業

当町は、水稲や花卉、果樹、酪農、高原野菜の栽培を中心とした農業が産業の中心となっています。特に花卉栽培は歴史があり、アルストロメリア、カーネーション、菊、バラなどの栽培を中心に県下でも有数の産地です。また、果樹の特産品として太陽の果実といわれるプルーンがあり、この町で完熟した「生のプルーン」は甘くてとても好評です。

町の総面積の 80%以上を占める森林は、戦後に植栽されたカラマツの人工林が多く、伐期を迎えており、その有効活用と資源の循環に配慮した施策の推進が求められています。

また、近年、冷涼な気候を生かし多品種有機栽培に取り組む若手農家の増加、地域資源を生かした特産品開発、ブランド化、異分野相互連携が生まれています。

■　健康管理、予防医療のまち

農村医療のさきがけとして集団健康診査を 50 年以上の長きにわたり継続しています。現在は、町立千曲病院をはじめとした各医療機関等の協力により、住民ニーズに応じた各種健診の充実を図っています。また、保健推進員や食生活改善推進協議会の活動を中心とした地域での健康づくり学習や予防意識の醸成に取り組んでいます。

■　誰もが将来に希望を持って暮らせる温もりのあるまち

安心して子育てができるよう、高校生までの医療費無料化、保育園の長時間保育や病児・病後児保育、学童クラブ、児童館の設置など子育て環境の整備を重点的に取り組んでいます。

また、障がいをもった人が住み慣れた地域で、社会参加し、自分らしい生活を送れるよう就労（通所）の場として「陽だまりの家（佐久穂町障がい者福祉施設）」を整備し、また障がいのある子どもたちに対し、放課後や長期休暇中の療育の場となる放課後等デイサービス事業などに取り組んでいます。

■　まちづくりは人づくり

住民の誰もが心身ともに健康で、生きがいを持って暮らすために、生涯にわたり、自ら学び続けることのできる学習環境の整備を行っています。図書館併設の生涯学習館「花の郷・茂来館」を中心に、住民の「学びたい、知りたい」のニーズを的確に把握し、学び合い、教え合う双方向型の学習の場づくりに努めています。また、ひとり１スポーツを目標に、生涯スポーツの普及を推進しています。

未来の町を担う人づくりに向け、平成 27（2015）年開校した佐久穂小中学校では、「佐久穂教育」と称し、３本の柱である家庭、地域、学校、行政が連携して子どもたちの郷土愛をはぐくむキャリア教育、教育課程特例校の指定を受けた英語教育を実施し、９年間を見通した小中一貫教育を推進しています。また、平成 30（2019）年には、イエナプラン教育に基づく日本発の学校である大日向小学校（私立）が開校し、住民や町外の方にも新たな教育の選択肢を提供しています。

■　地域文化の価値を再発見する

スタインベルクピアノ・宮田三郎木版画・奥村土牛画伯素描を文化芸術の 3 本柱と位置づけ、コンサートや展示会を開催することで有効に活用しています。

町内に残る学術上貴重な資料及び文献資料のほか、後世に継承していくものを「ふるさと遺産収蔵館」と定義し、これらを介して地域文化の価値を再発見すべく、ふるさと遺産収蔵館（愛称：むかしたんけん館、略称：むかたん）を整備しています。当該施設は、住民の持つ多様性の発現を促進する新たなコミュニティの活動の拠点となっており、異世代間の交流のみならず、学校教育と社会教育との連携による生涯学習のまちづくりに寄与することが期待されます。

■　今も息づく多様なコミュニティ

佐久穂町には先人達が生活の中から築き上げてきた、各集落における活動や健康管理事業をはじめとする多様なコミュニティ、お互いの顔が見える人と人のつながりが今も息づいています。豊かな自然環境の中で、コミュニティというつながりを再度、住民と町が力を合わせて磨き上げ、その魅力に人が自然に集まる、そんなまちづくりを目指しています。

3　時代の潮流

（1）人口減少・少子高齢社会の進展

日本の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少傾向が続き、令和８（2026）年には、約 1.22 億人になると見込まれています。また、少子高齢化が一層進行し、総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は、30.2%まで上昇すると見込まれています。

こうした人口減少や少子高齢化の進展は、労働力の減少や地域活力の低下、年金や医療費などの社会保障費の増大など、地域社会のあり方に様々な影響を与えると考えられています。効率的・持続的なまちづくり、一体感のある地域コミュニティの醸成等、人口構造の変化に対応したまちづくりが求められます。

（2）脱炭素社会への移行

地球温暖化による気候変動をはじめとする環境問題は、世界的な危機として認識され、日本では令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会への移行が始まっています。関連して、循環型の経済活動、自然環境の保全・再生等の環境への意識や関心がますます高まっています。

個人や企業、行政が一体となり、再生可能エネルギーの利用推進やごみの減量化・資源化等で環境への負荷低減を図り、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくことが求められます。

（3）持続可能な発展を目指す世界への貢献

平成 27（2015）年の国連サミットにおいて採択された SDGｓ（持続可能な開発目標）は国際社会の共通目標です。佐久穂町も、国際社会の一員として、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある町の実現に向け、SDGs が掲げる 17 の目標の考え方を施策に盛り込んでいくことが求められます。

当町の施策と SDGｓとの対応は、「第３章　基本計画」において示します。

（４）デジタル化の加速

インターネットやスマートフォンに代表されるデジタル技術は私たちの暮らしに溶け込み、無くてはならないものとなっています。そのような中、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、仕事や教育、余暇活動等、様々な分野においてデジタル技術の活用が加速しています。

行政サービスにおいても、デジタル技術を活用した、サービスの質や利便性の向上、業務改善を進めていくことが求められます。

（５）自然災害の激甚化

近年、地震や豪雨などによる大規模な自然災害が日本各地で相次いでいます。佐久穂町においても、令和元（2019）年に台風 19 号による甚大な被害（令和元年東日本台風災害）が発生しています。

住民の生命と財産を守り、安心・安全な暮らしを確保できるよう、様々な自然災害等を想定した防災対策、インフラの強靭化が求められています。

（６）コロナ禍によるコミュニティの危機

当町では、コミュニティが地域の魅力をつくるまちづくりを推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるう中、人々が集まって行う活動が縮小しています。

一方で、佐久穂町には先人達が築き上げてきた、各集落における活動や健康管理事業をはじめとする多様なコミュニティ活動は、佐久穂町の特徴であり強みです。今後、アフターコロナに向けて、創意と工夫を凝らしたコミュニティ活動の更なる発展が求められています。

4　住民意向

（1）住民アンケート調査の概要

第２次佐久穂町総合計画の中間見直しにあたり、以下の２つの調査を再分析しました。

	平成 27（2015）年度調査	令和元（2019）年度調査
調査目的	総合計画検討の基礎資料とする	創生戦略検討の基礎資料とする
調査対象者	町内に住所のある 16 歳以上の方 （平成 27 年 4 月 1 日現在）	町内に住所のある 16 歳以上の方 （令和元年 4 月 1 日現在）
対象者数	4,207 世帯	2,000 人
調査方法	郵送による全戸配布※	郵送による配布
実施期間	平成 28 年 1 月 8 日～1 月 24 日	令和２年 1 月 20 日～２月 27 日
回収数	1,831 世帯	1,132 件
回収率	43.5%	56.6%

※調査票は 2 種類に分け、世帯としての回答を求めた「世帯票」と、16 歳以上の住民の各個人としての回答を求めた「個人票」を一式として配布・回収

（2）住民アンケート調査の結果

① 佐久穂町の暮らしの満足度

現在の地区での暮らしを「満足」「どちらかというと満足」と感じている住民は、67.0%と、前回調査より 1.9 ポイント上昇しました。満足と回答した人は「利便性がよい」「人間関係がよい」という理由が多く挙げられています。

年代別では、満足と回答した人は 70 代以上が最も高く、次いで 20 代となっています。

図３　佐久穂町の暮らしの満足度【経年比較】

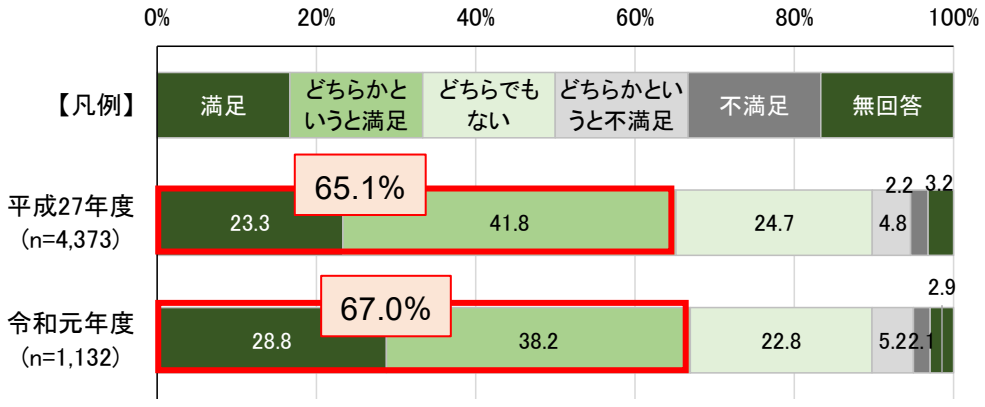

図４　佐久穂町の暮らしの満足度【年代別】

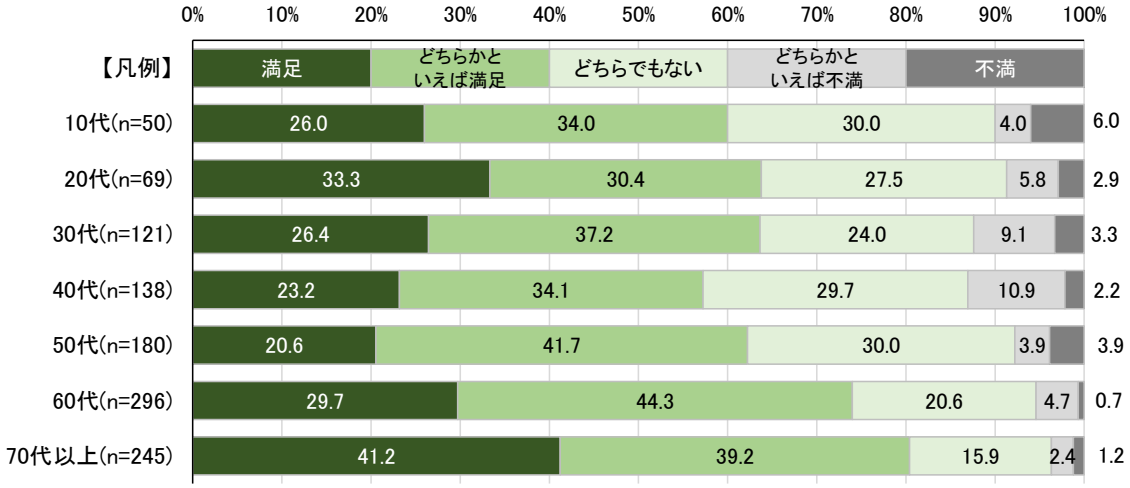

② 佐久穂町への愛着

佐久穂町へ「愛着を感じる」「どちらかというと愛着を感じる」という住民は 72.5%となっており、前回調査より 9.5 ポイント上昇しました。

年代別では、愛着を感じると回答した人は 70 代以上が最も高く、次いで 60 代、30 代となっています。

図５　佐久穂町への愛着【経年比較】

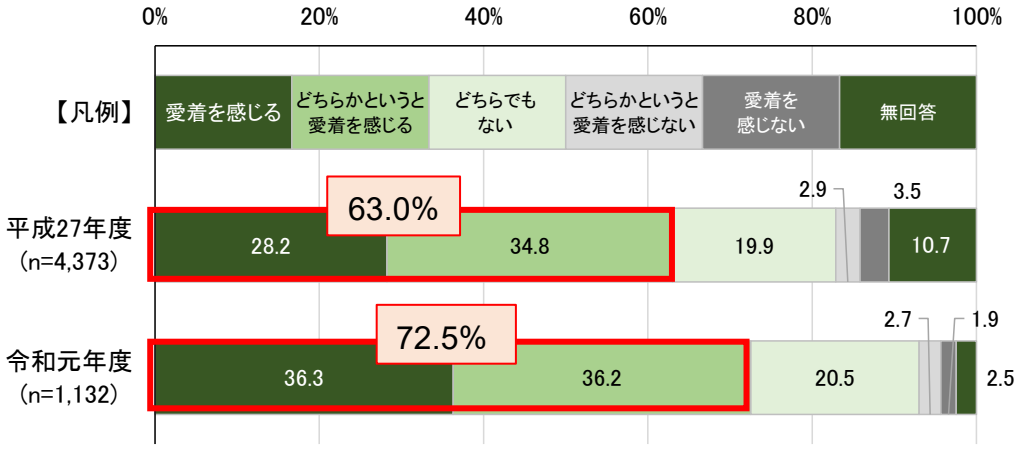

図６　佐久穂町への愛着【年代別】

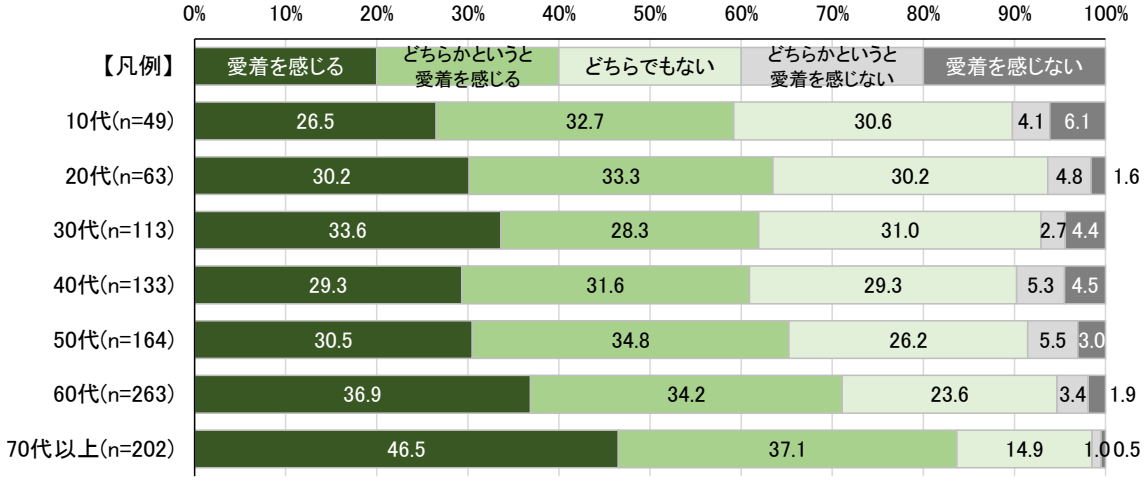

③ 今後 10 年間に、力を入れるべき施策（平成 27（2015）年度）

「まちづくりの評価（満足度）」と、「今後取り組むべきこと（重要度）」を組合せると、施策が下図のようにプロットされます。

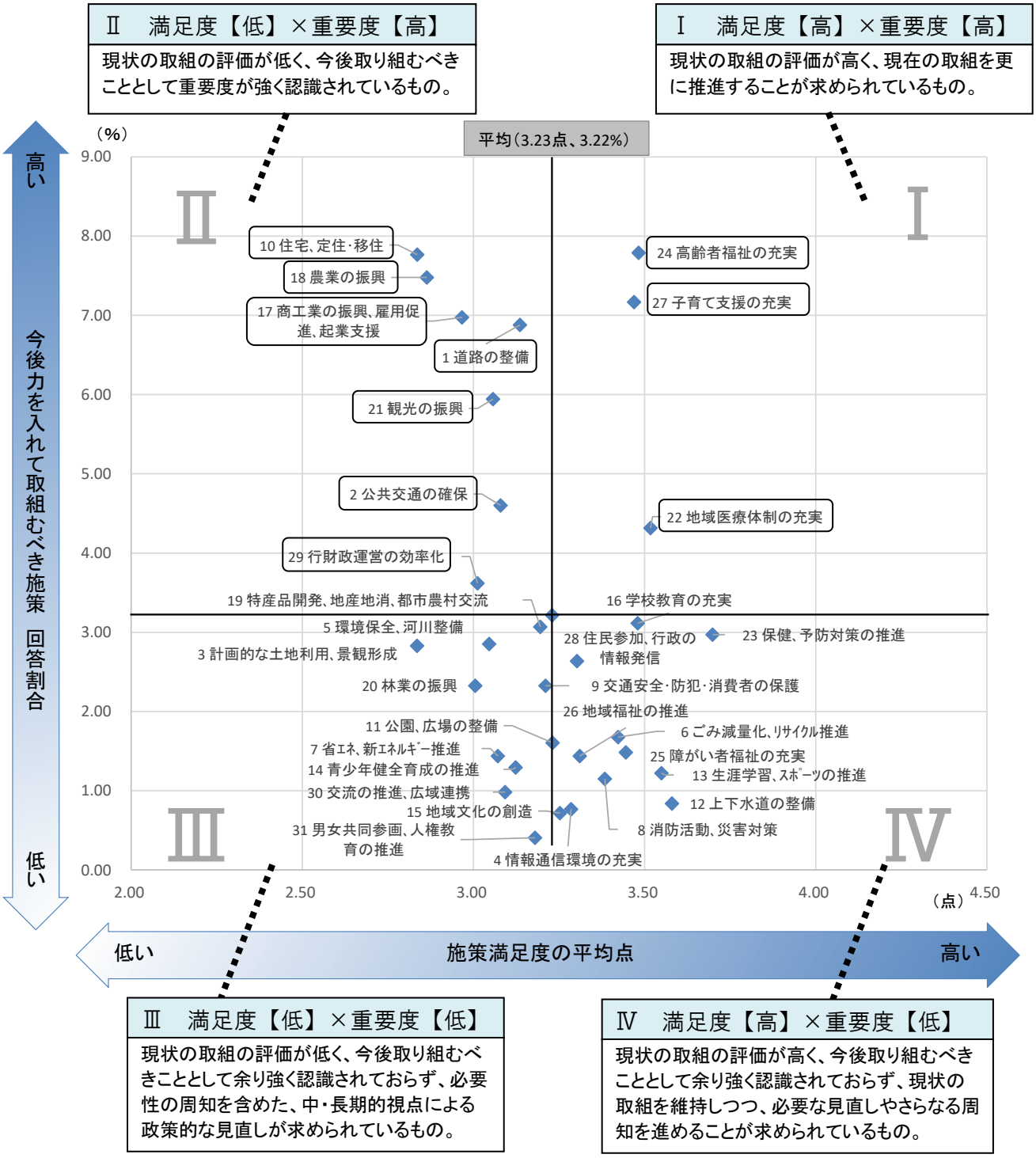

Ⅱ（満足度【低】×重要度【高】）は、優先的に改善に取り組む必要がある施策です。「住宅、定住・移住」「産業（農業、商工業、観光）」「道路・公共交通」「行財政運営」の分野があげられています。Ⅰ（満足度【高】×重要度【高】）は、強みをさらに磨き、発信すべき施策です。「高齢者福祉」「子育て支援」「地域医療」の分野があげられています。

④ 自身の生活や佐久穂町におけるこの数年の変化（令和元（2019）年度）

第２次佐久穂町総合計画・前期基本計画の重点戦略ごとの、ここ数年の変化を聞いたところ、２）～５）は「そう思う・ややそう思う」の割合が大きく、１）、６）～７）は「そう思わない・ややそう思わない」の割合が大きくなっています。

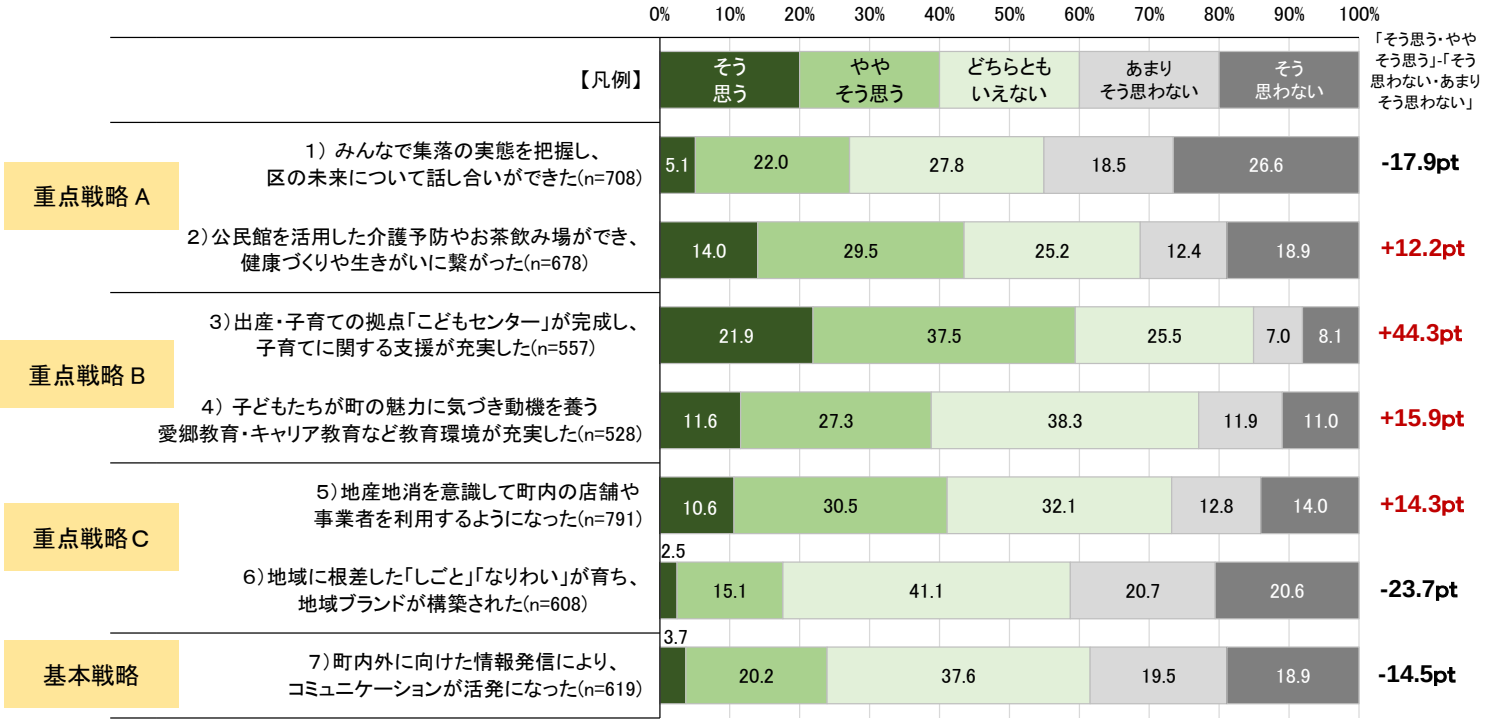

上記の住民評価と、第２次佐久穂町総合計画・前期基本計画の施策の達成目標の達成状況は、一部整合しないところがあります。

２）、５）は、住民評価がプラスであるものの、施策は改善が必要であり、さらに満足度を高められる可能性があります。６）は、住民評価がマイナスであるものの、施策の達成目標は達成しており、施策見直しが求められます。

重点戦略Ａ　１）みんなで集落の実態を把握し、区の未来について話し合いができた（-17.9pt）
⇒施策１：58 ある地区のうち令和２（2020）年度までに集落点検を実施した集落は８地区となっており、各地区への活動の展開が必要な状況となっている
２）公民館を活用した介護予防やお茶飲み場ができ、健康づくりや生きがいに繋がった（+12.2pt）
⇔施策３・５：「高齢者福祉の充実」「健康づくり、予防対策の推進」に関する目標は、達成と未達成が混在している。特に、千曲病院の経営について課題がある状態となっている

重点戦略Ｂ　３）出産・子育ての拠点『子どもセンター』が完成し、子育てに関する支援が充実した（+44.3pt）
⇒施策９：「出産・子育ての充実」に関する目標は、おおむね達成されている
４）子どもたちが町の魅力に気づき動機を養う愛郷教育・ｷｬﾘｱ教育など教育環境が充実した（+15.9pt）
⇒施策 10：「学校教育の充実」に関する目標は、おおむね達成されている

重点戦略Ｃ　５）地産地消を意識して町内の店舗や事業者を利用するようになった（+14.3pt）
⇔施策 11・13：「農業の振興」に関する目標はすべて未達成であり、課題がある状態となっている。「商工業の振興、雇用・起業支援」に関する目標は、達成と未達成が混在している
６）地域に根差した「仕事」「なりわい」が育ち、、地域ブランドが構築された（-23.7pt）
⇔施策 15：「地域資源を活かした仕事の創出」に関する目標は、達成されている。しかし、コロナ禍により都市部との交流は停滞している

基本戦略　７）町内外に向けた情報発信により、コミュニケーションが活発になった（-14.5pt）
⇒施策 21：「持続可能な行財政経営」に関する目標はすべて未達成であり、課題がある状態となっている。町ホームページのアクセス数は伸びているものの、状況を詳しく分析するためには、別の視点も必要と考えられる

5　施策の実施状況

第２次佐久穂町総合計画・前期基本計画の施策の達成目標の達成状況を以下に示します。

災害やコロナ禍による影響が大きく、全体では、達成が 24、未達成が 33（前進：12、変化なし：6、後退：15）となっています。まちづくり戦略別にみると、重点戦略 B は達成が多くなっていますが、それ以外は未達成が多くなっており、施策の見直しが必要になっています。

まちづくり戦略	施策	達成	未達成		
			前進	変化なし	後退
重点戦略 A	1.住民と行政の協働 2.定住・移住・交流の推進 3.高齢者福祉の充実 4.障がい者福祉の充実 5.健康づくり、予防対策の推進 6.生涯学習・スポーツの推進 7.文化・芸術の振興 8.人権尊重、男女共同参画の推進	9	6	1	9
重点戦略 B	9.出産・子育て支援の充実 10.学校教育の充実	9	0	0	2
重点戦略 C	11.農業の振興 12.林業の振興 13.商工業の振興、雇用・起業支援 14.観光の振興 15.地域資源を活かした仕事の創出	3	4	1	1
基本戦略	16.社会インフラの維持管理 17.防災対策の推進 18.土地利用と自然環境、景観形成 19.循環型社会の推進 20.交通安全、防犯対策 21.持続可能な行財政経営	3	2	4	3
	計	24	12	6	15

６　今後の主要課題

当町の特性や時代の潮流を勘案するとともに、住民ニーズの反映を特に重視し、新たなまちづくりへの主要課題を次のとおり整理します。

（１）地域と連携した持続可能なまちづくり

佐久穂町には 58 の行政区があり、それぞれに人口減少・少子高齢化が進んでいます。そのような中で、「住み続けたい」という希望を実現するため、集落の状況を適切に把握し、持続可能な状態、少しでも長く暮らし続けられる状態を、地域と共に実現していくことが課題です。

また、コロナ禍によるコミュニティの危機を乗り越え、デジタル化やアフターコロナのニューノーマル（新しい暮らし方）等の時代の潮流を取り込みながら、一人ひとりの佐久穂町らしい暮らしを応援していくことも求められます。

（２）若者に共感され・選ばれるまちづくり

人口の急速な減少が予想されるなか、特に深刻なのが若年層の減少です。全国よりも、人口ピラミッドが逆ピラミッド型になっていますが、平成 27（2015）年に小中一貫教育の佐久穂小中学校が開校したことを皮切りに、学校跡地を活用したこどもセンターの開館、大日向小学校（私立）の開校など、子育て・教育資源が充実し、近年、子育て世代の移住ニーズが高まっています。

独自の佐久穂教育を磨きながら、他自治体と差別化された特色ある子育て・教育環境を充実していくことが求められています。また、子育て世代の移住の希望を叶える、住まいの確保、地域の受け入れ態勢の充実が課題となっています。

（３）地域に根差した活力ある産業のまちづくり

農業を含む第一次産業の高齢化も進んでいます。一方で、20～30 代男性の従業者が一定程度増加傾向にあります。ここからは、意欲的な里親農家の存在で、新規就農者が増加してきている現状が見て取れます。今後も、新規就農者の確保と、高齢化で耕作できなくなった農地の流動化をこれまで以上に進めていくことが求められます。

町内には大企業の進出はなく、商工業では小規模の事業所が多くなっています。経済センサス（平成 28（2016）年）によれば、事業所数では「建設業」、「卸売・小売業」、「製造業」の順に多く、この３業種で町内事業所への住民従業者数の 60%以上を占めており、雇用を維持していくことが求められます。また、町内就業は５割となっており、新たな雇用の場の創出や起業支援への取組も課題となっています。

観光では、八千穂高原と古谷渓谷の２つのエリアに、自然や史跡など恵まれた観光資源を有しているものの、活用しきれておらず、回遊性、滞在性に欠けているのが現状です。

平成 29（2017）年度末に、中部横断自動車道の IC が２カ所設置されたことにより、人や物の流動に変化が起こっているため、道の駅の建設と併せ、地域の特産物の PR や観光誘客の推進を戦略的に進めていくことが求められます。

（４）安心・安全、快適なまちづくり

町の強みである、豊かな自然環境を次世代に引き継いでいけるよう、エネルギーの自給自足や循環型の暮らし、産業の実現に取り組んでいくことが求められます。また、令和元年東日本台風災害を教訓に、自然災害にも強いまちを実現するためには、社会インフラの強靭化が課題となります。

加えて、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題・超高齢社会にも対応できる、快適で便利な生活環境を、デジタル等の新しい技術を取り入れながら充実させていくことも求められます。

第２章　基本構想

１　佐久穂町が目指す姿　-----22

２　財政計画　-----30

1　佐久穂町が目指す姿

（1）将来像

自律し多様なコミュニティが
人々のくらしを支え、
挑戦や行動を支援するまち

私たち住民一人ひとりの暮らしは、家族、集落、企業、NPO、行政など、地域の多様な主体による活動によって支えられています。

本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化、産業の衰退、行財政の縮小等が加速度的に進むことが予想されますが、なにより懸念されるのは、家族や地域をはじめとする「コミュニティ」の崩壊です。さらに、コロナ禍により人々が集まって行う活動が縮小する傾向にあります。

佐久穂町には、各集落における活動や健康管理事業など、先人達が生活の中で培ってきた人と人、世代と世代の「つながりや信頼」、その源泉である多様な「コミュニティ」が、厳しい時代でありながらも脈々と受け継がれています。それがこの町の資源であり魅力です。

そこで、その「つながりや信頼」を再度、住民と町が力を合わせ磨き上げ、自律し多様なコミュニティが形成され連携して暮らしを支えることで、住民がいつまでも安心して暮らせるまちを実現していきます。

（2）将来像の実現に向けた戦略

当町は、地域課題の解決に自律的に取り組むコミュニティの活動や設立に対して重点的に支援を行うことで、地域課題を解決し、魅力をつくるための活動を推進します。そして、多様なコミュニティが形成され連携して暮らしを支えることで、住民がいつまでも安心して暮らせる地域を実現していきます。その結果、佐久穂町のコミュニティやその活動に魅力を感じる人が自然に集まり、まちの機能が維持される状態をつくります。

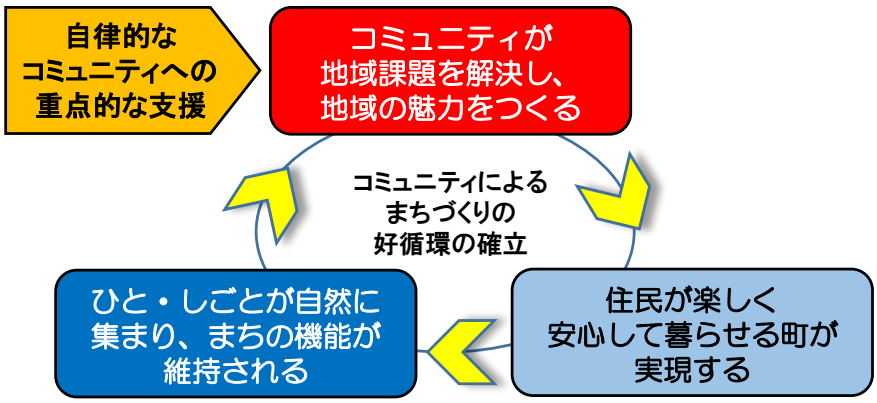

① コミュニティの定義

本計画におけるコミュニティとは、居住地域や関心事など何らかのテーマや課題を共有する人々のグループ・組織、あるいはその構成員間の関係性のことを指します。

コミュニティには大別して「地域コミュニティ」「テーマ型コミュニティ」の２種類があります。地域コミュニティは、行政区やご近所づきあいのような居住地域や地縁により構成されるものです。一方、「テーマ型コミュニティ」は、行政区や町を越えたネットワークも含まれ、地理的に縛られることはありません。この種のコミュニティには、課題解決を目的とするものもあれば、価値を創造するものも含まれており、扱うテーマは、福祉・環境・産業・人権・まちづくり・文化・スポーツなど多種多様です。ひとりの人が多数のコミュニティに属し、重層的にコミュニティとの関わり合いを持つことも少なくありません。

② 佐久穂町が目指すコミュニティ

コミュニティへ参加する住民が多く、活動が活発であるほど住民の幸福度が高まり、経済活動が発展しやすいと言われています。コミュニティにも、創生期・成長期・維持継続期などライフサイクルがあります。コミュニティと言うと、人付き合いや地縁によるつながりの強要がわずらわしいという印象を抱く方も少なくありません。そこで、環境の変化や構成員の生活様式の変化に対応して活動のあり方や手法を見直していくことで、女性や若者など様々な人々が参加しやすく、活躍できるようなコミュニティを町は目指していきます。

③ 戦略的な取組の対象とするコミュニティ

コミュニティには様々な種類がありますが、戦略的な取組では地域課題の解決と自律的に活動できる土台づくりを効果的に進めるため、特に「地域コミュニティ」のうち「行政区」「健康づくりやご近所の見守り等」、「テーマ型コミュニティ」のうち「子育て・教育」「地域経済創造」「文化・スポーツ・趣味等」に関係するコミュニティを重点的に支援する対象とします。それぞれの特性に即した施策を展開することにより、町と住民が共に地域課題の解決に取り組みながらコミュニティの再生・再構築を図ることで、自律的で持続的なまちづくりを進めます。

なお、戦略的な取組の対象としないコミュニティの活動については、総合的な取組として支援を行います。

重点的な支援する対象とするコミュニティ

地域コミュニティ	行政区
	健康づくりやご近所の見守り等
テーマ型コミュニティ	子育て・教育
	地域経済創造
	文化・スポーツ・趣味 等

④ コミュニティの類型

以下に、これらのコミュニティの詳細な定義と現在抱えている課題を示します。地域ごとの特性や各課題に即して、戦略的な取組を展開します。

〈地域コミュニティ〉

タイプ	定義	課題
行政区	人々のくらしを支える基本コミュニティ 住民自治単位である 58 行政区（令和４年現在）を指します。	①人口減少により、これまで維持されてきた集落機能の衰退が懸念されます。 ②集落居住者の高齢化や子どもの減少により、居住者自身の改善意欲の衰退や地域への愛着・誇りの消失が懸念されます。
健康づくりやご近所の見守り等	住みやすい地域をつくるため、住民が相互に助け合う様々なコミュニティ 一例として「ご近所同士」の気遣いや見守りがあります。	①子どもからお年寄りまで全ての住民の暮らしを支える様々なコミュニティがありますが、便利さの普及や生活様式の多様化によって顔を合わせる機会が減り、衰退の方向に向かう傾向が見られます。

〈テーマ型コミュニティ〉

タイプ	定義	課題
子育て・教育	出産、子育て、教育を共有課題とするコミュニティ	①核家族化や少子化を背景として妊娠中･育児中の母親が孤立したり心身の余裕を失う傾向が見られ、子どもの成長にも様々な影響を与えています。孤立化に加え、経済的な不安や晩婚化もあいまって、希望の出産人数を諦める傾向も見られます。 ②時代の変化に伴い、発達障がいなど児童に対する多様な保育、共働き世帯やひとり親世帯の生活スタイルに対応した多様な見守りが必要です。 ③小中学校の統合により、コミュニティの拠点である学校と地域住民との距離が遠くなり、地区及び世代を超えた人々の新たなつながりを形成する必要があります。
地域経済創造	事業者と、起業や事業を応援・育成しようとする専門家や、消費者で構成する地域の人々による経済活動を支え合うコミュニティ	①インターネット販売の普及や全国展開する大手企業等の商品やサービスに多く消費や発注される傾向により、町内で買い物する割合が低下し、資金が地域内に還流しない状態が恒常化しています。 ②多品種有機栽培等で新規に就農する元気な若手移住者が増える一方、商工業での起業は少なく、店舗の閉鎖、既存の事業所も減少傾向にあります。 ③野菜、果実、花卉等の農林水産物等では、定評のある生産者がいて、ブランド化に成功しています。しかし、相互連携や若手事業者を育成、支援する仕組み、地域ブランドの形成、情報発信が求められています。
文化・スポーツ・趣味等	文化、スポーツ、趣味、イベント、ボランティア、ＮＰＯ等、暮らしに楽しさや共創を生むコミュニティ	① 令和２年１月に町が実施した住民アンケート結果によれば、町内には様々な文化、スポーツ、趣味、また社会的課題の解決に向けたボランティアやＮＰＯ等の活動がありますが、どんな活動が、いつどこで行われているのかが分からない など、日々の生活の中で活動や情報に触れる機会が減っていることがうかがえます。 ② 暮らしに必要な協働、楽しさや喜び、価値を与える大切なつながりですが、人口減少や趣味等の多様化により、新しい仲間が増えずに活動が縮小し、継承できず消失したり、一方では、活動意欲はあるものの自分に合った時間や内容の活動、知見や得意を活かせる活動に出会えずにいる状況があります。

（３）まちづくり戦略（創生戦略）

目指す将来像を実現するため、次の４本のまちづくり戦略に沿って、行政内の部門を超えた連携と、多様な主体との協働によって将来像の実現を目指します。

重点戦略 A　住み続けたいを守る持続可能なまちづくり
（地域コミュニティ、文化スポーツ・趣味等のコミュニティ）

たとえ高齢者のみの小集落となっても、住み続ける意志があるうちは、そこに住み続けられる環境を、様々な地域コミュニティの力で担保することを目指します。

そのためにまず、今地域コミュニティが置かれている実態をみんなで把握し、集落運営の支援や必要な仕組みの検討を行います。さらに、行政区の機能に関すること以外に、住民相互や行政との協働によるケア体制の強化、Ｕ・Ｉターンや定住促進、集落の歴史や文化を大切にし「住みやすい」、「住み続けたい」地域コミュニティの維持・継承、創造を推進します。特に、若者や出産・子育て世代の女性が住み続けたくなる集落、その力が十分に発揮される集落を住民とともに創っていきます。

重点戦略 A の方向性

１　地域コミュニティの実態把握、集落運営や組織再編のための支援

58 区すべての行政区において、健康づくりやご近所の見守り等の地域コミュニティも含め現状の実態を把握し、より良い地域づくりを進めます。実情に即し、集落運営に対する支援や組織再編、小さいコミュニティをつなぎ大きな解決力を導くネットワークづくり、地域リーダーの育成に取組みます。

２　地域コミュニティによるケア体制の強化

住民同士の助け合いが起こりやすい環境、仕組みづくりを進めます。先駆的な活動である健康管理事業を誇りに、地域で助け合い支え合う体制の充実、地域の交流による生きがいや健康づくり、地域の事業者と連携した障がい者の仕事創出に取組みます。

３　地域コミュニティが主体の人口定着、Ｕ・Ｉターンの促進

首都圏等からのＵ・Ｉターン者、二地域居住者、小さな子を持つ若い世代等、多様な暮らし方を受け入れ、積極的かつ温かく迎え入れる気運を醸成し、人口の社会増につなげることでコミュニティの運営の安定・向上を図ります。移住・定住を促すための住まい確保に向けて、行政区や有志による、集落の空き家利活用や移住者サポートを後押しする取組を進めます。

４　地域コミュニティが取組む、集落の歴史・文化・行事・景観・まちなみの継承や形成の支援

集落の歴史や文化や行事、景観やまちなみ等地域のアイデンティティを評価しさらに磨き、人々の集落を良くしようという意欲を増強し、外から移住しようという人々を魅了することに取組みます。

重点戦略 B　選ばれ誇りを養う子育て･教育のまちづくり
（子育て･教育コミュニティ）

子育て中の親とそれを取り巻く周囲の人々の世代を越えたコミュニティの力で、極めて充実した子育て・教育環境を目指します。

親子に寄り添うコミュニティの拠点「こどもセンター」の充実と、生きる力を涵養する保育や乳幼児教育、子どもたちが佐久穂町に住む魅力に気づき動機を養う愛郷教育・キャリア教育、スポーツや文化等の校外活動を住民みんなの力を合わせて推進します。それにより、佐久穂町を選び、安心して出産、子育てができる環境と、住み続ける誇りと魅力を持つコミュニティを住民とともに創っていきます。

重点戦略 B の方向性

１　「こどもセンター」や親子に寄り添うコミュニティの充実

平成 27 年度に旧中央小で開始した、出産・育児のコミュニティ活動拠点「こどもセンター」を行政と民間が協働で運営を目指します。子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）を拠点として、母子保健と子育て支援の両面から、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を展開していきます。

２　地域で支える、生きる力を涵養する保育、乳幼児教育

子どもに対する多様な保育サービスの拡充や、信州型自然保育（やまほいく）の認定園として、季節ごとの自然や地域の伝統行事などの体験を通して、子どもの生きる力を育みます。

３　子どもたちが佐久穂町に住む魅力に気づき、動機を養う愛郷教育、キャリア教育の推進

佐久穂小・中学校の児童生徒、教師、親や地域住民が共に学びあうコミュニティを形成し、この町に誇りを持ち、住み続けたいと思う子どもを育成します。キャリア教育やふるさと教育、学校応援団、スポーツ少年団や地域の行事への参加等、地域と学校が連携・協力して進める取組を推進します。

重点戦略Ｃ　地域に根差した活力ある産業のまちづくり
（地域経済創造コミュニティ）

雇用創出というより、地域に根差した「しごと」、「なりわい」を重視し、コミュニティの力で若い人々の起業や事業が生まれやすい環境を目指します。

そのためにまず自然や人、インフラや産業等の地域資源を棚卸し、コミュニティによる事業ふ化の仕組みづくりを関係者とともに推進します。そして、地域に根差した「しごと」や「なりわい」を育て、まちの成長に役立つ地域ブランドの構築を進めます。主に一次産業や食品加工で外貨（町外からのお金）を獲得し、地域のみんなが稼いだお金を地域内で循環させる地域経済づくりに取り組みます。加えて、出産・子育て世代の女性による「しごと」継続を容易にし、その能力が充分に発揮される環境を住民とともに創っていきます。

重点戦略Ｃの方向性

１　地域資源棚卸と地域に根差した事業ふ化の仕組みづくり

自然や人、インフラや産業等の地域資源を棚卸し、それらに根差す「なりわい（食業）」や事業をコミュニティの力でふ化させる仕組みづくりに取組みます。若者や女性による起業等に対する周囲の人々や専門家による見守りや、力強く後押しする情報提供や施策・支援が行われる環境づくりを進めます。水資源やカラマツ木材等の自然資源、中部横断自動車道の開通に伴うビジネスチャンス、従来からまちに根ざす農林水産業等の継承と発展に取組みます。

２　地域の資源や町のくらしに根差すしごと、産品、風土のＰＲとブランド化

野菜や果実、食品加工等の事業をできるだけ多くブランド化します。また、地域ブランド（マザーブランド）を確立し、連携してプロモーションする仕組みを構築しながら、これまでブランド化が積極的に行われてこなかった分野でのブランド化に取組みます。

３　地域のみんなが稼いだお金を地域で循環

１次産業や食品加工で獲得した外貨は、コミュニティの中でできるだけ回す文化を醸成し、「なりわい」や「しごと」の継続につなげます。消費財やサービスに加え、住宅建築に係る資金を、町内や南佐久で循環させる取組、地域エネルギーの活用の取組を促します。

基本戦略　コミュニティを創出・下支えする基盤づくり

重点戦略 A～C の戦略的な取組の効果を高め、有効に機能させるために、多様な主体が課題解決に関わり主体的に取組むための横断的な下支えを強化、推進します。

基本戦略の方向性
１　町内外への情報発信によるコミュニケーションの活発化と人のつながりを創出 佐久穂町にある様々なコミュニティの魅力を「見える化」し、町内外に発信することでコミュニケーションを促進します。人と人がつながることで、面白いアイデアや取組が生まれ、まちの魅力の創造を支援する施策です。 **２　コミュニティ創生戦略の推進体制の構築と進捗管理** プロジェクトマネージャーや行政の部門横断的チームを設置し、横断的な支援策等により、多様なコミュニティの展開を支援しつつ、本戦略を推進し進捗を管理する施策です。

（4）人口目標

令和８（2026）年度　9,948 人

「令和 27（2045）年に小学校入学時 1 学年 2 クラス（70 人）を維持できる人口」を目標とし、令和 27（2045）年時点で 8,000 人の人口が確保される水準まで人口減少を抑制していくことを目指します。また、目標を達成するための、最も重要な施策ターゲット層を「出産年齢人口層、特に女性」と設定し、この層を惹き付けるまちづくりを戦略的に推進するものとします。

佐久穂町の将来人口の試算

〈総人口〉

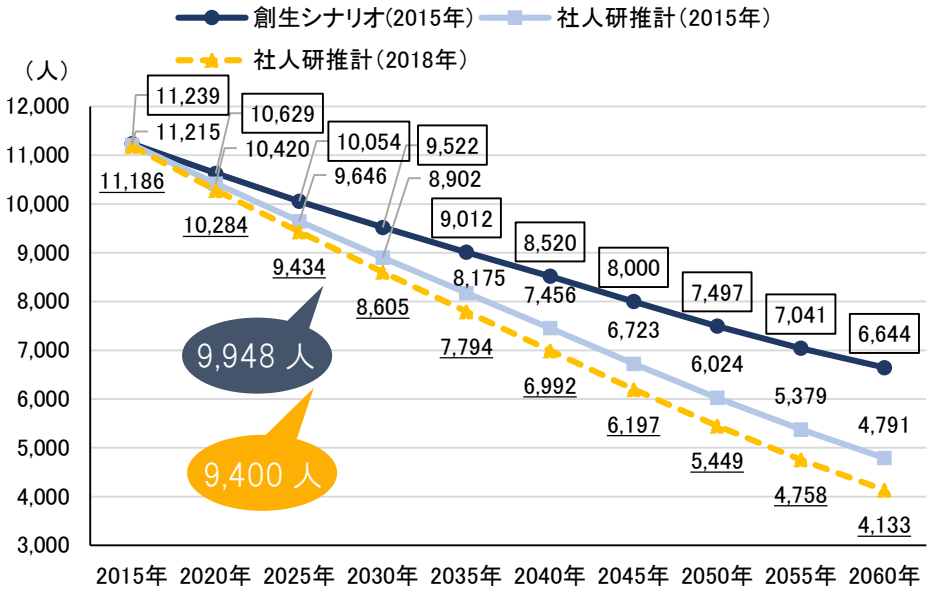

〈６歳人口〉

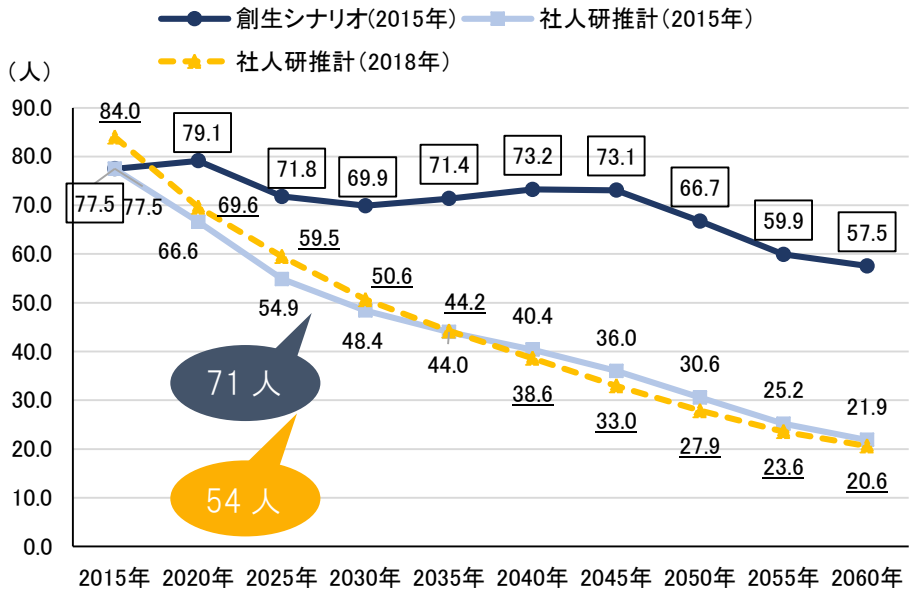

2　財政計画

町の財政状況は、国の地方分権改革の推進による補助金の削減、交付税の減額など厳しい状況におかれています。自主財源である町税の増加は見込めず、歳入の半分以上を地方交付税に頼っている現状から、既存事業の見直しと節減を行い、健全な財政計画を推進します。

【普通会計の財政計画】　（単位：千円）

区分		R4	R5	R6	R7	R8
歳入	町税	1,077,374	1,077,392	1,077,410	1,077,252	1,077,270
	地方譲与税等	385,545	385,953	386,362	386,771	386,934
	地方交付税	4,091,349	4,089,303	4,087,258	4,085,214	4,083,171
	国･県支出金	877,849	853,331	830,039	807,912	786,891
	地方債	578,102	578,102	578,102	578,102	578,102
	その他	710,330	803,426	543,967	536,993	535,548
	歳入合計	7,720,549	7,787,507	7,503,138	7,472,244	7,447,916

区分		R4	R5	R6	R7	R8
歳出	義務的経費	3,121,716	3,124,056	3,126,874	3,130,179	3,133,983
	人件費	1,430,302	1,424,438	1,418,598	1,412,782	1,406,990
	扶助費	583,528	598,933	614,745	630,974	647,632
	公債費	1,107,886	1,100,685	1,093,531	1,086,423	1,079,361
	普通建設事業費	695,000	895,000	623,000	623,000	623,000
	その他	3,535,092	3,389,091	3,366,321	3,345,691	3,330,199
	歳出合計	7,351,808	7,408,147	7,116,195	7,098,870	7,087,182

第３章　基本計画

１　総論　-----32

２　各論（施策の展開）　-----35

1　総論

（1）基本計画の目的

本計画の第３章は「後期基本計画」であり、第２章「基本構想」で掲げた町の将来像の実現を目指して、当町が実施するすべての施策・事業を体系的に示すことを目的としています。

35 ページ以降の各論では、20 の施策の「達成目標」や「施策の内容・主要事業」等が記載されています。

（2）計画の期間

計画期間は、佐久穂町第２次総合計画の 10 か年の計画期間のうち、後期５か年（令和４（2022）～８（2026）年度）とします。

将来像		地縁					福祉・健康							文化・スポーツ・趣味等					
		1 住民と行政の協働		2 定住・移住・交流の推進			3 高齢者福祉の充実			4 障がい者福祉の充実		5 健康づくり、予防対策の推進		6 生涯学習・スポーツの推進		7 文化・芸術の振興		8 人権尊重、男女共同参画の推進	
自律し多様なコミュニティが人々のくらしを支え、挑戦や行動を支援するまち		1-1 協働によるまちづくり	1-2 地域コミュニティ活動の推進	2-1 住まいの整備	2-2 移住・定住の促進	2-3 地域のつながり・交流の推進	3-1 介護予防・地域ケア体制の強化	3-2 介護サービスの充実	3-3 老人保健施設の充実	4-1 障がい者（児）支援の充実	4-2 障がい者の社会参加と就労支援	5-1 健康増進と保健予防	5-2 地域医療体制の充実	6-1 生涯学習・社会教育の推進	6-2 生涯スポーツの推進	7-1 文化芸術活動の推進	7-2 文化財等の保存活用	8-1 人権のよう護、人権教育の充実	8-2 男女共同参画の推進
まちづくり戦略（創生戦略）	重点戦略A 住み続けたいを守る持続可能なまちづくり （地域コミュニティ、文化スポーツ・趣味等のコミュニティ）	★	★	★	★	★	★			★	★	★		★	★	★			
	重点戦略B 選ばれ誇りを養う子育て・教育のまちづくり （子育て・教育コミュニティ）																		
	重点戦略C 地域に根差した活力ある産業のまちづくり （地域経済創造コミュニティ）									★									
	基本戦略 コミュニティを創出・下支えする基盤づくり	★	★																

（３）施策体系

本計画は、将来像を実現するための、４つのまちづくり戦略と、それに紐づく 20 の施策から構成されます。まちづくり戦略に関連する事業は、佐久穂町が実施するあらゆる取組を体系的に整理した 20 の施策のなかに含めて記述しています（35 ページ以降の各論において、まちづくり戦略に関連する「施策の内容」は★印、主要事業は太字で示されています）。

当町では、重点的に取り組む「施策の内容」や「主要事業」を施策体系の中に位置づけることで、町をあげて強力に推進しながら、他の取組とも適切に連携していけるようにし、その成果を最大化することを目指しています。

施策																														
子育て・教育				地域経済創造											社会インフラ				環境				安心・安全				行財政		
9 結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実		10 学校教育の充実		11 農業の振興			12 林業の振興		13 商工業の振興、起業・就業支援			14 観光の振興			15 社会インフラの維持管理				16 土地利用と自然環境、景観形成		17 循環型社会の推進		18 防災対策の推進		19 交通安全、防犯対策		20 持続可能な行財政経営		
9-1 結婚・妊娠・出産・子育ての包括的支援	9-2 保育サービスの充実	10-1 佐久穂教育の推進	10-2 子どもが育つ環境の充実	11-1 農地・農業関連施設の維持	11-2 持続可能な農業と担い手育成・支援	11-3 食農教育と地産地消の推進	12-1 佐久穂の森構想の推進	12-2 森林整備保全（治山治水）	13-1 まちなかの商店の振興	13-2 工業の振興	13-3 起業・就業支援の充実	14-1 観光資源の充実と活用	14-2 観光情報の発信	14-3 体験型観光・特産品づくりの促進	15-1 道路網の充実・維持	15-2 公共交通ネットワークの確保	15-3 水源保全、上水道の安全安定供給	15-4 下水道などの維持・整備	16-1 計画的な土地利用の促進、景観の育成	16-2 自然環境の保全・整備	17-1 ごみ減量化、リサイクル推進	17-2 再生可能エネルギー導入の推進	18-1 地域消防活動の充実	18-2 災害予防対策の強化	19-1 交通安全対策の推進	19-2 防犯対策・消費者自立支援の推進	20-1 効率的で安定した行財政運営	20-2 行政サービスの向上・情報発信の推進	20-3 職員の人材育成・職場環境の整備
				★					★										★					★					
★	★	★	★																										
					★		★		★	★		★		★								★							
																												★	★

（４）基本計画の達成目標

基本計画全体の達成目標を、まちづくり戦略で重点対象とするコミュニティ別に示します。

①地縁コミュニティ、文化スポーツ・趣味等のコミュニティに関連する達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	備考
住民の居住満足度 ① 集落別の満足度（地区） ＜満足度増加地区／全 11 地区＞	10/11	R1	6/11	R8	住民アンケート 【戦略数値目標】
住民の居住満足度 ②満足度の全体平均（%）	67.0	R1	基準値以上	R8	住民アンケート 【戦略数値目標】
町への愛着度（%）	72.5	R1	基準値以上	R8	住民アンケート 【戦略 KPI】
人口の社会増減延べ数（人）	△94	R2	△40	R8	住民基本台帳 【戦略数値目標】
コミュニティ活性度に係る指数 ①コミュニティに属する人数割合（%）	78.5	R1	基準値以上	R8	住民アンケート 【戦略数値目標】
②1 人当たりに所属するコミュニティ（件/人）	1.78	R1	基準値以上	R8	住民アンケート 【戦略数値目標】

②子育て・教育コミュニティに関連する達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	備考
生産年齢人口（15～64 歳）における「子育て・教育環境魅力指数」 ①行政が行っている施設や内容(点)	3.82	R1	基準値以上	R8	住民アンケート 【戦略数値目標】
生産年齢人口（15～64 歳）における「子育て・教育環境魅力指数」 ②行政以外による教育や交流（点）	3.47	R1	3.67	R8	住民アンケート 【戦略数値目標】
「子育てしやすいまち」と思う保護者の割合 ①就学前乳幼児の保護者（%）	83.8	H30	基準値以上	R8	子ども子育てアンケート調査 【戦略数値目標】
「子育てしやすいまち」と思う保護者の割合 ②小学生の保護者（%）	74.3	H30	基準値以上	R8	子ども子育てアンケート調査 【戦略数値目標】
合計特殊出生率（人）	1.07	R2	1.19	R8	人口動態統計 【戦略数値目標】
出生数（人）	44	R2	45	R8	子ども子育て計画 【戦略数値目標】

③地域経済創造コミュニティに関連する達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	備考
消費者の産品購入意欲度（点） ㈱ブランド総合研究所調査	20.2	R2	基準値以上	R8	地域ブランド調査 【戦略数値目標】
主に町内で買い物する家庭の割合（%）	37.6	R1	基準値以上	R8	住民アンケート 【戦略数値目標】
生産年齢人口（人） 〈15～64 歳〉10/1 時点	4,983	R2	4,765	R8	毎月人口異動調査 【戦略数値目標】

2　各論（施策の展開）

〈各論の見方〉

施策名
施策の名称です。佐久穂町が実施するすべての取り組みを 20 のグループに整理したものになっています。

施策の目指す姿
この施策が目指す将来の町の姿を表しています。

施策１　住民と行政の協働

施策の目指す姿

持続可能な地域づくりに向けて、住民と行政がともに主体的に課題解決に取り組み、多様なコミュニティの力で、楽しく安心して暮らし続けられるまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
提案型補助金活用団体数（団体）	5	R2	4	R8	総合政策課【戦略 KPI】
コミュニティ・マーケット出店者数（人）	―	R2	33	R8	総合政策課【戦略 KPI】
集落点検実施数（地区）	8	H28-R2	5	R4-R8	総合政策課【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、自治会、地域おこし協力隊、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町コミュニティ創生戦略

施策の達成目標
施策の成果を計るための指標として、最終年度の目標値を設定しています。

協働のパートナー
施策を推進する際に、協働していくパートナーを示します。

関連する分野別計画
施策の内容をより具体的に説明している分野別計画の名称です。

主な施策名
「施策」を構成する「主な施策」項目です。

現状と課題
この施策に関する社会の動きや町の現状、今後の課題をまとめたものです。

施策の方向性
「施策の目指す姿」を実現するための、施策展開の方向性を示します。

施策 1-1　協働によるまちづくり

現状と課題

住民一人ひとりが、地域課題を考える機会や話し合う場をつくることにより、住民と行政が互いに連携し、まちづくりを進めることが大切です。また、様々なところで、担い手不足が課題となっており、若者や次世代を担うリーダーを育成する学びの場が必要となっています。

町内には、多様なコミュニティ活動がありますが、その取組みを「見える化」し、つながることにより、新しいアイデアやプロジェクトが生まれる仕組みが求められています。

施策の方向性

・住民と行政の協働によるまちづくりを推進していくために、地域課題の共有や情報交換を行う機会の提供に努めていきます。
・住民が主体的にまちづくり活動へ取り組めるよう、自ら学ぶ環境づくりや地域の担い手となる地域リーダーの育成支援を図ります。
・住民やグループなどの行動や挑戦を支援する仕組みづくり、多様なコミュニティがつながる機会を創出します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○まちづくりへの主体的な参加促進　★ （主要事業：まちづくりふれあいミーティング（お出かけ町長室）の実施、**まちづくりワークショップの開催**）	総合政策課
○学びの場の確保・地域リーダーの育成支援　★ （主要事業：**公民連携プラットフォームの構築、各分野でのリーダー育成支援**）	総合政策課 （全課）
○多様なコミュニティの創出と活性化の支援　★ （主要事業：**公民連携プラットフォームの構築**※再掲、**コミュニティ提案型まち活性化事業**）	総合政策課

具体的な施策
施策の方向性に沿った、具体的な施策の名称と、それに紐づく主要事業を示します。
「★」はまちづくり戦略と対応する施策、主要事業の**太字**はまちづくり戦略と対応する事業です。

担当課
この施策を実施する担当課を示します。

〈佐久穂町×SDGs〉

序論でも触れたように、国際社会の共通目標である SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、佐久穂町も、国際社会の一員として、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある町の実現に向け、SDGs が掲げる 17 の目標の考え方を施策に盛り込んでいきます。

1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネ ルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
12 つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

次ページ以降では、施策ごとに関連の深い SDGs の目標を示します。

施策１　住民と行政の協働

施策の目指す姿

持続可能な地域づくりに向けて、住民と行政がともに主体的に課題解決に取り組み、多様なコミュニティの力で、楽しく安心して暮らし続けられるまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
提案型補助金活用団体数（団体）	5	R2	4	R8	総合政策課【戦略 KPI】
コミュニティ・マーケット出店者数（人）	―	R2	33	R8	総合政策課【戦略 KPI】
集落点検実施数（地区）	8	H28-R2	5	R4-R8	総合政策課【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、自治会、地域おこし協力隊、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町コミュニティ創生戦略

SDGs

施策 1-1　協働によるまちづくり

現状と課題

住民一人ひとりが、地域課題を考える機会や話し合う場をつくることにより、住民と行政が互いに連携し、まちづくりを進めることが大切です。また、様々なところで、担い手不足が課題となっており、若者や次世代を担うリーダーを育成する学びの場が必要となっています。

町内には、多様なコミュニティ活動がありますが、その取組みを「見える化」し、つながることにより、新しいアイデアやプロジェクトが生まれる仕組みが求められています。

施策の方向性

・住民と行政の協働によるまちづくりを推進していくために、地域課題の共有や情報交換を行う機会の提供に努めていきます。
・住民が主体的にまちづくり活動へ取り組めるよう、自ら学ぶ環境づくりや地域の担い手となる地域リーダーの育成支援を図ります。
・住民やグループなどの行動や挑戦を支援する仕組みづくり、多様なコミュニティがつながる機会を創出します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○まちづくりへの主体的な参加促進　★ （主要事業：まちづくりふれあいミーティング（お出かけ町長室）の実施、**まちづくりワークショップの開催**）	総合政策課
○学びの場の確保・地域リーダーの育成支援　★ （主要事業：**公民連携プラットフォームの構築**、**各分野でのリーダー育成支援**）	総合政策課 （全課）
○多様なコミュニティの創出と活性化の支援　★ （主要事業：**公民連携プラットフォームの構築**※再掲、**コミュニティ提案型まち活性化事業**）	総合政策課

施策 1-2　地域コミュニティ活動の推進

現状と課題

人口減少、高齢化、核家族化などにより、人と人のつながりが弱まり、互いに助け合って暮らすといった地域が持つ共助機能が低下しています。また、感染症による自治会活動の停滞が続き、住み続ける喜びや愛着、誇りを失ってしまう懸念があります。持続可能な地域をつくるため、集落活動の棚卸し、運営・組織の見直し、再編などの検討が必要であり、外部人材の協力による支援も求められております。

施策の方向性

・集落が主体となり、課題解決などの行動を通して郷土愛を育むために、住民自身が集落の現状と将来を考えるきっかけづくりを行います。
・持続可能な地域に向けて、自治会や集落の実態把握や役割分担の見直しと、担い手育成などの支援として、情報交換や学習会などの機会を創出します。
・日々の暮らしを起点とした情報交換や情報共有の場づくりを支援し、共感・志縁のつながりによるコミュニティの創出を促します。
・地域の活動などに外部人材の協力を得ることで、地域コミュニティの強化を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○自治会活動の支援　★ （主要事業：区活動助成金の交付、地区の活動拠点の維持管理の補助、**コミュニティ提案型まち活性化事業**※再掲）	総務課 総合政策課
○未来の集落を描き実現するための取組の推進　★ （主要事業：**集落点検・集落カルテ更新**、**集落支援員の登用・活用**、町と区との役割分担の見直し）	総務課 総合政策課
○コミュニティの力を高めるネットワークづくり等の支援　★ （主要事業：**区長会との連携**、**集落運営に役立つ学習会の開催**、地域活動の担い手確保）	総務課 総合政策課
○外部人材による地域コミュニティの促進　★ （主要事業：**地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャーの活用、大学生等地域コミュニティ活動の推進**）	総合政策課 （全課）

施策２　定住・移住・交流の推進

施策の目指す姿

地域資源の魅力や人と人とのつながりにより、佐久穂町に“住み続けたい（定住）”“住んでみたい（移住）”という思いの実現を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
空き家・空き地バンクの成約件数（件）	10	R2	基準値以上	R8	総合政策課【戦略 KPI】
25～39 歳の女性の社会増減（人）〈女性人口〉	△3	R2	基準値以上	R8	住民基本台帳【戦略 KPI】
行政サポートによる移住者数（世帯）	3	R2	6	R8	総合政策課【戦略 KPI】
移住サポートに関わる地域住民（人）	0	R2	10	R8	総合政策課【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、自治会、民間企業、府中市民、移住者等

関連する分野別計画

佐久穂町公共施設等総合管理計画、佐久穂町空家等対策計画

SDGs

施策 2-1　住まいの整備

現状と課題

私立小学校の開校、農業研修生やテレワーカーの増加などにより、移住・定住希望者が増えているなか、住まいの確保が課題となっています。また、町営住宅の老朽化や町有地の維持管理、危険空き家の増加も問題となっています。これらの問題解決を図るためには、行政だけではなく、民間事業者と連携した対策が必要となります。

施策の方向性

・生活の安全、福祉の増進と良好な居住環境を保つため、町営住宅の適切な維持管理を行いながら、予防保全と修繕等の長寿命化に努めます。
・宅地分譲地の販売促進と、町有地の売却、建物の解体及び売却等の処分を進めます。
・町内に住みたいと考える若者や子育て世代に対する助成や民間事業者と連携した住まいの整備に関する支援を行います。
・増加する空き家対策として、建物や敷地内の維持管理の周知と、空き家バンクによる物件所有者と利用希望者のマッチングを行い、住まいの確保につなげます。
・危険空き家は、空き地バンクの活用を推進し、生活環境の保全と土地の流動を促します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○町営住宅の維持管理と長寿命化 （主要事業：町営住宅の維持管理、町営住宅の長寿命化）	総務課
○町有地を活用した住まいの確保 （主要事業：宅地販売事業、町有地の売却）	建設課 総務課
○若者・子育て世代への住まい取得支援　★ （主要事業：結婚新生活支援事業、**住宅新築等助成事業**、民間事業者への住宅関連の助成）	健康福祉課 総合政策課
○空き家対策と利活用の推進　★ （主要事業：**空き家対策事業、空き家・空き地バンクの推進**）	総合政策課

施策 2-2　移住・定住の促進

現状と課題

移住希望者が増えていることから、住まいの整備と同時に、まちぐるみの移住者に対するサポートが重要になっています。移住希望者には、セミナーやイベントを通じて、先輩移住者とのコミュニティ形成や地元の方とのつながりが大切になっており、移住支援員や地域の世話人など、地域とつなぐ役割が必要となっています。また、ゴミの出し方、冬場の住宅や車の管理など、生活の不安や疑問を解消していくことも重要となります。

施策の方向性

・子育て世代を主なターゲットとして、移住希望者向けのセミナーやイベント等を開催します。
・子育て環境の良い町をアピールし、移住定住の促進を図ります。
・移住者の不安や疑問を解消するための交流会や相談・支援を継続していきます。
・地域の担い手となる若者の奨学金を支援し、ＵＩＪターンによる定住を促進します。
・定住につなげるには、集落との関係づくりや人と人とのつながりが大切であるため、まちぐるみの移住者サポートを行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○移住希望者へのセミナー・イベント等の開催 （主要事業：移住説明会・移住ツアー等の実施）	総合政策課
○移住・定住に関する相談・支援　★ （主要事業：移住支援員の活用、**まちぐるみの移住者サポート**、**奨学金を活用した若者の地方定着促進**）	総合政策課 こども課
○移住者との交流の促進　★ （主要事業：移住者交流会の開催、**まちぐるみの移住者サポート**※再掲、**地域おこし協力隊の活用**※再掲）	総合政策課

施策 2-3　地域のつながり・交流の推進

現状と課題

学業や職場の都合で町外に転出し、そのまま戻らない若者が増えています。町を出た後、いずれ帰って来てくれるように、ふるさととのつながりを継続させる情報発信や交流する仕組みなど、魅力的な取組みが必要です。また、姉妹都市である東京都府中市や来町者との交流の機会を増やしたり、同じような課題を抱えている近隣市町村との情報交換や連携も重要です。

施策の方向性

・子どもの頃からの伝統行事やお祭り、イベントは、地域の交流、世代間の交流につながり、大人になっても地域の愛着として残るため、積極的な推進を図ります。
・町内に住んでいる若者や町外へ転出した若者向けに、子育て・教育・住まい・仕事などの情報発信や交流を行い、ふるさとに戻ってくるきっかけづくりを進めます。
・移住者や町外の方に地域の良さや活動を知ってもらい、人や地域と交流することで、町のファンや関係人口を増やし、町の活性化につなげます。
・府中市との幅広い交流を進めるため、交流協会を中心として、友好訪問やスポーツ交流、森林体験や農業体験など事業の拡充を行います。
・お互いの課題解決につなげるため、近隣市町村との連携や交流を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○地域が開催するイベント等への参加促進 （主要事業：伝統行事の継承・振興）	総務課
○郷土愛をはぐくむ活動の推進　★ （主要事業：**若者向けの情報発信**、二十歳を祝う会の開催支援、同窓会補助）	総合政策課 生涯学習課
○姉妹都市との交流の推進 （主要事業：府中市との交流活動、農林業体験の推進）	総務課 産業振興課
○近隣市町村との連携や交流 （主要事業：小海町との同盟事業、佐久広域圏・佐久地域定住自立圏市町村との連携）	総合政策課

施策３　高齢者福祉の充実

施策の目指す姿

介護予防や地域包括ケアにより、年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
65 歳以上の調整済 要支援・要介護認定率（%）	12.5	R2	基準値以下	R8	介護保険事業 状況報告
地区集会所等における 居場所づくり等の活動回数（回）	591	R2	基準値以上	R8	健康福祉課 【戦略 KPI】
在宅療養者の幸福度（点）	6.27	R1	基準値以上	R8	長野県：居宅要支援・要介護認定者等実態調査
認知症サポーター養成講座 参加者数（人）	116	R2	130	R8	健康福祉課

協働のパートナー

住民、自治会、医療機関、介護保険サービス事業所、社会福祉協議会、シルバー人材センター、生活支援コーディネーター、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町老人福祉計画・佐久穂町介護保険事業計画、
佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画

SDGs

施策 3-1　介護予防・地域ケア体制の強化

現状と課題

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加により、在宅生活を続けていくための日常的な生活支援を必要とする方の増加が見込まれており、様々な団体と地域が連携した地域包括ケアシステムの強化が重要になっています。また、高齢者自身がサービスの担い手となり、社会参加することは、自身の生きがいや介護予防につながることから、主体的に体操などの介護予防を行っている住民グループへの支援や、担い手となる人材の育成も必要になっています。

施策の方向性

・高齢者ができるだけ長く自立して生活でき、介護が必要になっても自宅で安心して過ごせる環境をつくるため、地域包括支援センターが各機関や住民グループと連携して、生きがいづくり、健康増進・フレイル予防、社会資源の開発・ネットワーク化などを進めます。
・町が直接、介護予防・健康づくり事業を実施することに加えて、身近な地域でのサロン等交流の機会をつくります。
・住民による支え合いやボランティアなどを活発化させるコーディネートを行うことにより、多様なサービスや社会参加の支援を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○生きがいづくり・社会参加活動の推進 （主要事業：身体活動維持・強化への支援、区・分館等の敬老事業の補助、シニアクラブの活動支援）	健康福祉課
○健康増進・フレイル予防の充実　★ （主要事業：**地区集会所等を活用した居場所づくり･交流促進**、通いの場の運営支援と専門職との連携、ボランティア・リーダー等の育成、介護予防事業所等による機能訓練等の実施）	健康福祉課
○社会資源の開発・ネットワーク化　★ （主要事業：**ふれあいサポート事業の活用**、生活支援コーディネーターと協議体の活性化、生活支援サービスの充実、移送の支援）	健康福祉課

施策 3-2　介護サービスの充実

現状と課題

少子高齢化、核家族化など家族を取り巻く状況が多様化しているなかで、介護サービスメニューの拡充と質の向上が求められています。また、要介護認定者は当面の間は増加が続く見込みであるため、適切な介護サービスを保健や医療と連携して利用することで、重症化を遅らすことも重要になっています。

施策の方向性

・誰もが年齢を重ねても安心して生活をおくることのできる環境を維持するために、保険給付費の抑制や適正化の推進、介護保険制度の安定的な運営に取り組んでいきます。
・安心して暮らすために必要となる介護保険事業所や介護人材の確保とサービスの質の向上を図ります。
・高齢者の虐待防止などの権利擁護、成年後見制度等の普及を促します。

具体的な施策	担当課
○在宅医療・介護の充実 （主要事業：家族介護者の心身の負担軽減、多職種連携による切れ目のないケアの推進、住民による見守りの促進、短期入所の受入）	健康福祉課
○認知症対策の充実 （主要事業：専門職による自立生活の支援、地域支援員の活用によるサポーターの育成）	健康福祉課
○介護保険サービスの提供体制の確保と適正な運営 （主要事業：介護保険制度の安定運営）	健康福祉課
○権利擁護と成年後見制度の利用促進 （主要事業：高齢者への虐待防止、成年後見制度の活用）	健康福祉課

施策 3-3　老人保健施設の充実

現状と課題

高齢者人口は、団塊世代が 75 歳を迎える令和 7 年までは現状で推移しながら、高齢者単身世帯・高齢者のみ世帯、認知症の方の増加が予想され、その後減少していく見込みです。

地域に根差した信頼される施設として存続するため、今後の施設の方向性を、健康福祉課、千曲病院等とともに検討していく必要があります。

施策の方向性

・医師、看護師、介護員、理学療法士、管理栄養士、介護支援専門員等の専門家が一体のチームとして、医療的ケアから日常生活、リハビリテーション、栄養管理等のサービスを提供し、利用者の状態に合わせた質の高いサービスを目指します。
・職員の計画的な採用と研修会、学習会等による職員のスキルアップの向上を行います。
・今後の運営体制の再構築に向けて、医療・福祉・介護関係団体との連携を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○施設の運営と維持管理 （主要事業：長期入所・短期入所療養介護の受入、通所リハビリの提供、施設の維持管理）	老人保健施設
○人材確保と職員育成 （主要事業：人材確保の推進、職員の育成支援）	老人保健施設

施策４　障がい者福祉の充実

施策の目指す姿

障がいの有無に関わらず、誰もが自分の持てる能力を活かし、地域の中で共に暮らせるまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
福祉施設、精神科病院に入所している障がい者の地域移行数（人）	1	H28-R2	4	R4-R8	第６期佐久穂町障がい福祉計画
障がい者一般就労への移行数（人）	5	H28-R2	基準値以上	R4-R8	第６期佐久穂町障がい福祉計画

協働のパートナー

住民、自治会、NPO 法人、ボランティア、障がい福祉サービス事業所、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画、佐久穂町障がい者計画、佐久穂町障がい福祉計画、佐久穂町障がい児福祉計画

SDGs

施策 4-1　障がい者（児）支援の充実

現状と課題

障がいがある人が、安心して住み慣れた地域の中で暮らしていくためには、地域住民の障がいに対する正しい知識・理解を持ってもらうことが重要です。また、地域生活の支援や生活環境の整備も必要になってきます。

施策の方向性

・障がいのある人も、その人らしく住み慣れた地域の中で普通に暮らせるまちを実現するため、障がい福祉サービスの提供体制の確保、各種生活支援と相談支援等を行います。
・障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から一貫した療育や相談ができる支援体制の充実を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○相談支援体制の充実 （主要事業：役場窓口・事業所等での相談支援体制の充実、民生児童委員の活動支援）	健康福祉課
○地域生活支援機能の強化　★ （主要事業：佐久圏域障害者自立支援協議会との連携、佐久圏域地域生活支援拠点の活用、 地域生活のための給付・補助、**地域生活支援の充実**）	健康福祉課
○障がい児・障がい者の保健・福祉サービスの提供体制の確保と充実　★ （主要事業：障がい福祉サービスの充実、サービスの利用支援、**障がい児保育・教育の充実**、 障がいの早期発見・早期療育の充実）	健康福祉課 こども課

施策 4-2　障がい者の社会参加と就労支援

現状と課題

障がい者が安全に安心して外出できるような環境づくりや、障がい者の希望や能力に応じた就労及び就労の定着につながるような支援、企業側との連携や情報提供を通じた雇用の機会、新たな雇用の創出が課題となっています。

施策の方向性

・障がいのある人が、持てる能力や強みを活かして社会に参画し、希望があれば地域での生活や就労が可能な社会をつくるために、地域や企業での差別解消の啓発に努めます。
・地域生活への移行、就労支援の充実、社会参画の促進等を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○社会参加の促進 （主要事業：交流・コミュニケーションの促進、ボランティア活動の促進）	健康福祉課
○就労支援 （主要事業：一般就労・職場定着に向けた支援、福祉就労の場の整備・充実）	健康福祉課 住民税務課
○施設から地域への生活拠点の移行支援　★ （主要事業：**障がい者等地域生活推進**）	健康福祉課
○権利擁護の推進 （主要事業：日常生活自立支援事業の促進、成年後見制度の活用※再掲載、差別解消と虐待防止）	健康福祉課 住民税務課

施策５　健康づくり、予防対策の推進

施策の目指す姿

すべての住民が健康で心豊かに暮らすことができ、安心して医療をうけることができるまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
国保特定健診受診率（%）	51.7	R2	60.0	R8	データヘルス計画
健康診断 問診項目 該当者割合(%) ※1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施しているかという項目に対し「はい」と回答	28.2	R2	34.1	R8	健康福祉課 【戦略KPI】
千曲病院 経常利益（千円）	△102,128	R2	△62,464	R8	千曲病院

協働のパートナー

住民、保健推進員、保育園、学校、医療機関、社会福祉協議会、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町健康づくり21、佐久穂町食育推進計画、保健事業実施計画（データヘルス計画）

SDGs

施策 5-1　健康増進と保健予防

現状と課題

平均寿命が延びている一方、当町では、糖尿病や高血圧、メタボリック症候群などの生活習慣病が増加しています。その生活習慣に起因する疾病として悪性新生物（ガン）、脳血管疾患、心疾患が指摘されているため、早期発見・早期治療が重要となっています。また、特定健診受診率が横ばいであったり、若者のガンの死亡率が高いこと、うつ病の増加などが課題となっています。

施策の方向性

・住民の健康寿命を延伸するため、健康増進と保健予防の重要性を啓発し、健康保健事業への参加者を増やすとともに、運動や健康づくり活動を行う住民グループへの支援を行います。
・ガン死亡者の抑制や、生活習慣病の重症化を抑えるために、がん検診、特定健診等の受診率の向上に努めます。
・健全な食生活の実践と食の楽しさの実感、食文化を伝えること、地産地消等に取り組むことを目的に食育の推進を行います。
・新たな感染症やウイルスに注視し、感染予防に努め、早期対応につなげる体制の構築を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○健康寿命の延伸　★ （主要事業：住民の健康意識の高揚の促進、健康づくり教室等の開催、乳幼児期からの健康づくりの支援、心の健康の支援、**保健推進員の活動支援**）	健康福祉課
○生活習慣病等の早期発見・早期治療の促進 （主要事業：特定健診の実施、がん検診・健康診査の実施）	健康福祉課
○食育の推進 （主要事業：授乳・離乳食・幼児食の支援、保育園・学校での食育推進、各種健康教室の実施）	健康福祉課 こども課
○感染症対策の充実 （主要事業：感染症の予防、感染症に対する理解の促進）	健康福祉課

施策 5-2　地域医療体制の充実

現状と課題

当町は、医療に恵まれた地域ではありますが、人口減少による患者数の減少、医療ニーズの高度化・多様化による医療費や介護費の増大が財政運営に与える影響は大きくなっています。

千曲病院においては、“地域の人に信頼され愛される病院”を目指し、常勤医師の確保、入院患者減少に伴う病棟機能等の再編、患者の満足度を上げるための取組みが必要になります。

施策の方向性

・住民が安心して暮らすことのできる地域医療体制を構築するため、千曲病院、町内医療機関、佐久総合病院等の連携で築き上げてきた体制を継続していきます。
・佐久医療センターを中心とした高度医療機関との連携を進めます。
・千曲病院は、患者のニーズに合った質の高い医療提供による患者満足度の向上と、地域医療福祉部門において、地域医療・地域福祉の向上に向けた取組みの強化を行います。
・千曲病院会計、国保会計等の健全性を維持しつつ、予防から治療、退院後の生活までを含めた質の高い保健・医療・介護・福祉等の連携を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○千曲病院の充実 （主要事業：診療体制の整備、医師・看護師等専門職の確保、病院施設・医療機器・システム等の更新）	千曲病院
○千曲病院と関係機関との連携強化 （主要事業：地域医療体制の推進）	千曲病院 健康福祉課
○千曲病院と保険制度の健全化 （主要事業：病院経営の健全化、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度の健全な運営）	千曲病院 住民税務課 健康福祉課
○保健・医療・介護・障がい福祉と協力連携 （主要事業：医福連携会議、地域保健・地域医療体制の推進、運営体制の見直し）	健康福祉課 千曲病院 老人保健施設

施策６　生涯学習・スポーツの推進

施策の目指す姿

住民一人ひとりが、豊な人生を送ることができるよう町ぐるみで学びあい、自己の人格を磨き、人と人とがつながる活力ある地域づくりを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
生涯学習館・図書館 利用者数（人/年）	51,430	R2	80,000	R8	生涯学習課 【戦略 KPI】
元気が出る公園　利用者数（人）	25,291	R2	26,000	R8	生涯学習課
分館対抗スポーツ大会参加者数（団体） ＜ソフトボール、バレーボール、卓球＞	81	R1	基準値以上	R8	生涯学習課

協働のパートナー

住民、公民館役員、生涯学習の講師や指導者、ボランティア、スポーツ推進委員、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町公共施設等総合管理計画、佐久穂町公共施設個別施設計画

SDGs

施策 6-1　生涯学習・社会教育の推進

現状と課題

少子高齢化や集落の過疎化により、分館事業の参加者の減少及び分館活動が縮小傾向にあるため、時代に合わせたメニューを検討する必要があります。また、同好会等についても減少傾向であり、新しいグループやネットワーク、交流の機会をつくることが重要となります。

図書館においては、イベントや図書・資料等の充実を図り、社会教育事業と連携したレファレンスサービス（調べ物相談）の深化が必要です。

施策の方向性

・生涯学習館は、生涯にわたり自ら学ぶことができる学習活動の場、また趣味、娯楽等多くの住民、幅広い年齢層が交流するコミュニティ活動の拠点として強化していきます。
・施設の維持管理を行い、安全で快適な学習空間を提供します。
・教育機関としての役割を再認識し、生活課題の解決に寄与する講座等を推進します。
・公民館分館活動、同好会の活動や新しいグループ等を支援し、多様なコミュニティによる地域の交流及び活性化を図ります。
・図書・資料等の充実を図り、イベントや図書館システムを活用し、子どもから大人までが本に親しむ習慣や環境の提供に努めます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○各種講座・教室等の企画・運営 （主要事業：趣味・社会教育の講座等の開催、地域課題の解決につなげる講座等の開催）	生涯学習課
○社会教育の推進　★ （主要事業：公民館分館活動への補助、文化祭の開催、**本に親しむ習慣の推進**、図書館・移動図書館の充実）	生涯学習課
○同好会・サークル等の活動の支援 （主要事業：団体活動への補助・支援）	生涯学習課
○生涯学習館の維持管理 （主要事業：施設・設備の維持管理、図書館の蔵書の調整）	生涯学習課

施策 6-2　生涯スポーツの推進

現状と課題

スポーツや運動は、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰でも生涯において楽しむことができ、親睦や仲間づくりといったコミュニティ活動にもつながります。しかし、スポーツ指導員の確保や、体育施設の老朽化が課題となっており、社会体育を行うための環境づくりが求められています。また、元気が出る公園は、町内外から幅広い年齢層が訪れており、テニスやマレットゴルフ等の体力増進と、子育て世代の憩いの場としても維持が必要となります。

施策の方向性

・住民の体力増進を図るためのスポーツや運動の促進と、スポーツ推進委員、スポーツ団体が活動するスポーツの普及や体力づくり、学習・交流機会の提供を支援します。
・体育施設の老朽化については、公共施設個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を図り、安全で快適な体育活動空間の提供と、効率的な施設運営に努めます。
・元気が出る公園は、適切な施設の点検や管理を行い、誰でも楽しめ、地域に愛される憩いの公園として維持していきます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○スポーツを通じた交流と健康づくりの促進　★ （主要事業：団体活動への補助・支援、**スポーツを通じた交流・コミュニティづくり**、スポーツの普及）	生涯学習課 健康福祉課
○子どもの体力づくりの支援 （主要事業：スポーツ少年団の活動支援）	生涯学習課
○体育施設・設備の維持管理と長寿命化 （主要事業：体育館の維持管理、グラウンドの維持管理）	生涯学習課
○元気が出る公園の維持管理 （主要事業：テニスコート・マレットゴルフ場・その他施設の維持管理）	生涯学習課

施策７　文化・芸術の振興

施策の目指す姿

文化・芸術活動にふれる機会の拡大と、地域の歴史・伝統・文化を継承するとともに、文化財を活用し、文化の創造と発展を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
奥村土牛美術館来館者数（人/年）	2,695	R2	4,000	R8	生涯学習課
町主催の音楽、美術、演劇等のイベント参加者数（人/年）	4,770	R2	4,800	R8	生涯学習課

協働のパートナー

住民、来館者、文化財審議会委員、ボランティア（友の会等）、民間企業、各種団体等

SDGs

施策 7-1　文化芸術活動の推進

現状と課題

奥村土牛記念美術館は、施設の老朽化が進み、施設維持のための補修と来場者の減少が課題になっています。また、宮田三郎木版画展やスタインベルクピアノ等のコンサートなどを継続し、文化や芸術の振興を図る必要があります。

施策の方向性

・奥村土牛画伯の素描や書などの素晴らしさを住民や町外者に伝え、後世に残していくために、美術館の集客増と有形文化財にも登録されている施設の維持やイベントの開催に努めます。
・宮田三郎氏の木版画やスタインベルクピアノを活用した文化芸術の振興を進めます。
・生涯学習館メリアホールでの演劇、講演、コンサート等を様々な方の協力を得ながら開催し、幅広い分野の文化や芸術活動による交流や活性化を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○文化芸術に触れる機会の提供　★ （主要事業：音楽、美術、演劇等のイベント開催、**文化芸術資源「３本の柱」を生かした事業、**ふるさと遺産収蔵館の一般公開）	生涯学習課
○美術館の運営 （主要事業：奥村土牛記念美術館の運営、イベントの開催）	生涯学習課

施策 7-2　文化財等の保存活用

現状と課題

旧八千穂中学校を文化財の収蔵施設として整備を進め、ボランティアの協力のもと、町内各所に分散保管していた文化財や資料の一部を搬入し、一般公開を行いました。また、住民からの応募により、収蔵館の名称が「ふるさと遺産収蔵館」、愛称が「むかしたんけん館（略称：むかたん）」に決定しました。引き続き、ふるさと遺産に光をあてるため、点在している文化財等をふるさと遺産収蔵館へ集約し、歴史的資源を活かした人と人とのつながりを作っていくことが必要になります。

施策の方向性

・当町の景観やまちなみ、歴史・文化・行事・風習など、有形無形の文化財を保全し、次世代に継承していくため、文化財等の適正な保護・活用を行います。
・地域の伝統文化を継承できる人材の育成を支援します。
・収蔵館の整備と集約作業を進め、収蔵品の展示や一般公開を通じて、歴史的資源の重要性や大切さを学び、文化財等の保存や活用のため、人と人とのつながりを創出します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○文化財の保護と活用 （主要事業：文化財の調査と保護、保存・展示にかかる施設整備、ふるさと遺産収蔵館の整備、文化財活用のための冊子等の制作）	生涯学習課

施策８　人権尊重、男女共同参画の推進

施策の目指す姿

個人を大切にし、住民一人ひとりが、思いやりの心を持ち、人権を擁護し、差別を見抜き差別を容認しない差別のないまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
人権講座（回）	4	R2	6	R8	生涯学習課
分館講座（分館）	2	R1	基準値以上	R8	生涯学習課
人権フェスティバル参加者数（人）	286	R1	300	R8	住民税務課
男女共同参画セミナー参加者数（人）	30	R2	90	R8	住民税務課

協働のパートナー

住民、民間企業、人権擁護委員、さわやか佐久穂町ネットワーク、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町人権のまちづくり計画、第２次佐久穂町男女共同参画計画

SDGs

施策 8-1　人権のよう護、人権教育の充実

現状と課題

部落差別をはじめ、女性、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等に対する差別や偏見などの人権問題があります。社会的に弱いあるいは不利な立場にある人の視点に立って、あらゆる差別の無い明るく住みやすい町の実現に向けた活動を継続する必要があります。

施策の方向性

・あらゆる差別を無くすため、誰もが自由で平等であり、人の権利は最大限尊重されるという社会意識の定着を図ります。
・社会的に弱いあるいは不利な立場にある人々の立場に立って、様々な不合理に気づき、これらが解消される社会を目指して取り組みます。
・差別意識の解消に向けた教育や啓発の推進や差別などで苦しんでいる人に対する相談支援を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○人権意識の醸成 （主要事業：人権フェスティバルの開催、人権啓発活動への補助、人権同和教育の推進）	住民税務課 生涯学習課
○人権相談の実施 （主要事業：なんでも心配ごと相談所の開設、個別相談体制の拡充）	住民税務課

施策 8-2　男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画への理解が深まってきている一方、性別で役割を決めてしまう習慣が残っていたり、町の委員や自治会役員など、方針決定に係る役職への女性の参画が十分ではないなどの課題があります。また、少子高齢化による労働人口や若い女性の減少などが懸念されており、女性の更なる社会参加や女性の住みやすい地域づくりが重要となります。

施策の方向性

・男女が性別にかかわりなく、一人の人間として個性と能力が発揮できる社会の実現のため、社会制度や慣行にとらわれず、人権が尊重され、男女共に認めあう意識の構築を図ります。
・住民や企業、自治会等の地域の関係団体、ボランティアや NPO などの各種団体やグループと連携して、男女共に参画する地域の創造に努めます。
・ワークライフバラスの推進や女性の新たな活躍の場の支援、各グループ間や消費者との交流、学習の機会を創出し、男女共に活躍できる働きやすい環境整備を推進します。
・家庭、学校、職場、地域等あらゆる分野で、男女の固定的な役割分担の意識にとらわれず、社会が一体となり、 SDGｓの「誰一人取り残さない」地域社会の実現に向け、心身ともに健康で豊かな暮らしを営めるよう、生活基盤の整備を進めます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○男女共同参画計画の推進 （主要事業：人権学習の推進、企業・事業所等への啓発、子育て支援事業との連携、女性の活躍推進 女性の登用の促進、男女共同参画推進事業）	住民税務課

施策９　結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実

施策の目指す姿

コミュニティを活かした子育て・教育環境の充実により、子どもが笑顔でキラキラ輝くまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
こどもセンター 月平均利用者数（人）	2,435	R2	2,500	R8	こども課 【戦略 KPI】
保育園の行事へ参加する 大人の人数（人） ※運動会等の行事を除く地域交流会の参加人数	151	R1	153	R8	こども課 【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、子育て家庭、保育園、NPO 法人、ボランティア、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

さくほまち子ども・子育て支援事業計画、佐久穂町教育大綱、佐久穂町健康づくり 21、
佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画、佐久穂町次世代育成支援行動計画

SDGs

施策 9-1　結婚・妊娠・出産・子育ての包括的支援

現状と課題

結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなわない等の現状による急速な少子化の進行、地域における連帯感の希薄化や核家族化による子育てに対する孤立感や負担感の増加など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、地域や社会全体での子育て支援の仕組みが必要になっています。

施策の方向性

・結婚を希望されている方への出会いの場づくりを行います。
・安心して出産し、子育てに幸せを感じられるよう、こどもセンターを活用した情報提供や学びの場、相談体制の充実を図ります。
・子育て家庭同士や子育て経験者などとの交流や情報交換ができる機会をつくります。
・母子保健事業と子育て支援事業が連携した子育て世代包括支援センターの設置により、切れ目のない支援を強化します。
・地域全体で子どもを守る体制を構築し、児童虐待や家庭内ＤＶの早期発見など、適切な支援に努めます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○出会いと結婚支援 （主要事業：結婚に関する相談支援、結婚新生活支援事業※再掲）	健康福祉課
○子どもと母親への健康支援 （主要事業：不妊治療の支援、妊産婦相談支援、妊婦教室、新生児訪問、乳幼児健診、医療費の助成）	健康福祉課
○子育て支援の充実　★ （主要事業：出生祝金の給付、経済的な支援の充実、子育てに関する相談支援、各種教室の実施、 **子育て世代包括支援センターの運営、子育てサークルの支援、育児応援プロジェクトの実施、** 未就園児交流会・園庭解放の実施）	健康福祉課 こども課
○配慮を必要とする子ども・家庭への支援の充実 （主要事業：ひとり親家庭の自立支援、児童虐待の防止、ＤＶ相談支援、各種相談窓口の運営、）	こども課 健康福祉課 住民税務課

施策 9-2　保育サービスの充実

現状と課題

町内に 3 つある町立保育園は“信州やまほいく”の普及型の認定を受けており、豊かな自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育・幼児教育が魅力です。

子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態や意向を踏まえた保育サービスの体制整備が重要になっています。また、就労形態の多様化や女性の社会進出などによる共働きの増加により、未満児の入所希望が増加しているため、保育士の確保が課題となっています。

施策の方向性

・子育てと仕事を両立できる環境をつくるため、きめ細かな保育サービスを効果的・効率的に提供します。
・経済的負担の軽減、幼児教育や保育の質の向上と人材確保に努め、子ども達、保護者、地域の皆様に信頼される保育園を運営します。
・近年は移住希望者が増加していることから、各保育園の特色に重視し、自然と楽しむ保育や地域交流、伝統行事、季節行事など、文化・風土を大切にした魅力的な保育を行います。
・病児・病後児保育及び障がい児保育の支援体制の強化を図ります。
・幼保小連携により、幼稚園・保育園から継続的な学校生活へのスムーズな移行に努めます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○利用者ニーズを踏まえたきめ細かな保育サービスの提供 （主要事業：通常保育・延長保育・希望保育の実施、一時保育の実施、病児・病後児保育の実施）	こども課
○佐久穂の自然や科学の知見に基づく特色ある幼児教育プログラムの整備　★ （主要事業：**運動あそびの推進**、**本に親しむ習慣の推進**※再掲、**体験保育の充実**、**園外保育の実施**）	こども課
○多様な保育サービスの拡充　★ （主要事業：保育内容の見直し、保育士の確保、**人材育成**、**障がい児保育・教育の充実**※再掲）	こども課
○経済的な負担の軽減 （主要事業：保育料の減免）	こども課

施策 10　学校教育の充実

施策の目指す姿

家庭、学校、地域が一体となって、個性の伸長と、知・徳・体・情のバランスのとれた児童生徒の育成を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
キャリア教育（職場、福祉体験等）協力団体数（団体）	124	R2	基準値以上	R8	こども課 【戦略 KPI】
学校応援団登録人数（人）	136	R2	152	R8	こども課 【戦略 KPI】
わくわくチャレンジ事業 参加人数（人）	134	R1	基準値以上	R8	生涯学習課 【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、保護者、学校、ボランティア、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

さくほまち子ども・子育て支援事業計画、佐久穂町健康づくり 21、佐久穂町食育推進計画

SDGs

施策 10-1　佐久穂教育の推進

現状と課題

施設一体型の小中一貫教育がスタートし、９年間の指導カリキュラムにより、義務教育における連携した体制が整いました。子どもの「挑戦力」をのばす学習環境づくり、地域との「絆」をより太くする具体的な取組の蓄積を目標として、佐久穂教育の定着と成果が求められています。

施策の方向性

・次世代の担い手である子ども達が、個性豊かに「生きる力」を育めるよう、学力の向上や豊かな心・身体の育成などに重点を置き、特色ある佐久穂教育の三本柱を推進します。
　① ９年間を見通した指導カリキュラムで効果的・系統的指導を大切にした小中一貫教育
　② ９年間の独自英語教育カリキュラムで楽しく身近に英語を学ぶ英語教育
　③ 地域と連携し、郷土愛を育み、生き方を考え、働く意義を実感できるキャリア教育
・小中連携職員・学習支援教員等の配置、学校応援団、自校給食など、魅力ある教育環境の整備に努めます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○小中一貫教育の推進 （主要事業：小中一貫教育の推進、特別支援教育の充実、学習支援員等の配置、安全な通学の確保）	こども課
○英語教育の推進 （主要事業：英語教育指導プログラムの導入）	こども課
○キャリア教育(ふるさと学習)の推進　★ （主要事業：**森林林業キャリア教育の推進**、**信州型コミュニティスクールの充実**）	こども課
○時代に即した教育環境の整備 （主要事業：国際理解教育・情報教育の推進、ICT 環境の整備、ICT 支援員の配置）	こども課

施策 10-2　子どもが育つ環境の充実

現状と課題

子ども達の安全と自主性を尊重しながら、就労などの理由で日中に保護者が家庭にいない小学生を対象に、学童クラブとして遊びや生活の場の提供、児童館として、放課後の居場所や地域の人材、団体の協力による文化の伝承、体験の場を提供した健全育成の活動を行っています。また、交通事故や犯罪から子どもを守るための通学路の安全点検や地域住民が子どもを見守るような環境整備も重要になっています。

施策の方向性

・子ども達が健やかに成長できる環境をつくるために、学校やスポーツ少年団での体力づくりや、人のつながりや支え合いを学ぶ、ふるさと教育を推進します。
・食育として、小海町、大日向小とも連携しながら、学校給食における地域食材や生産者を知る食育の推進を行います。
・児童の健全育成として、児童館を開設し、子育て家庭の支援や児童の放課後の居場所確保や、学童クラブでの児童の遊びや生活の場の確保を図ります。
・地域での子育て環境の充実として、民生児童委員等による登下校の見守りや、青少年への有害環境対策の推進を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○豊かな心と健やかな身体の育成　★ （主要事業：体力の向上、**わくわくチャレンジ教室**、学校給食による食育の推進、公立学校の給食費負担軽減）	こども課 生涯学習課
○児童の居場所づくり　★ （主要事業：**学童クラブの運営**、**児童館の運営**）	こども課
○地域一体となった子育て環境の充実 （主要事業：青少年健全育成の推進、民生児童委員の活動支援※再掲）	こども課 健康福祉課

施策 11　農業の振興

施策の目指す姿

農業の担い手確保・育成や農業生産基盤の土台づくりを行い持続可能な農業を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
遊休荒廃地面積（ha）	484	R2	基準値以下	R8	荒廃農地調査
有害鳥獣被害金額（千円）	18,141	R2	15,000	R8	JA 佐久浅間被害実態調査結果
新規就農者数（人） ＜親元就農者含む＞	7	H28-R2	5	R4-R8	産業振興課 【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、農業者、JA 、農産物直売所、保育園、学校、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町人・農地プラン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、
農業振興地域整備計画、佐久穂町鳥獣被害防止計画、佐久穂町有害鳥獣駆除実施計画

SDGs

施策 11-1　農地・農業関連施設の維持

現状と課題

農地には、環境保全や美しい景観の形成など多面的な機能がありますが、農業経営者の減少、高齢化、後継者不足により、耕作放棄地の増加及び、農業関連施設の老朽化による維持管理が問題となっています。また、営農意欲の高い地域については、農地及びの農業関連施設の維持管理に交付金を活用しており、地域によって差が出ています。今後、担い手や大規模農家への農地の集約化が重要となります。

施策の方向性

・農地や農業関連施設・設備を維持していくため、地域での共同活動に対して支援を行い、郷土の原風景である田園風景の継承、農業の有する多面的機能の向上を図ります。
・農地中間管理機構の活用による認定農業者等への農地の集積・集約を進めながら、遊休荒廃地の対策、生産基盤の整備、農業の生産性の向上を推進します。
・農業用水路の維持管理の省力化や防災減災対策を図るため、国庫補助を活用したパイプライン化を進めます。
・地域と連携し、有害鳥獣による農林業被害の防止を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○農業農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動の支援　★ （主要事業：**道水路普請への支援**、**多面的機能支払交付金事業の促進**、中山間地域農業直接支払事業の推進）	建設課 産業振興課
○農地と営農意向等の見える化の推進 （主要事業：人・農地プランの推進）	産業振興課
○遊休荒廃農地再生の促進 （主要事業：農地パトロール、遊休荒廃地対策の推進）	産業振興課
○農業関連施設・設備の維持・更新 （主要事業：農業関連施設・設備の管理、施設修繕の助成、農業用水路のパイプライン化）	産業振興課 建設課
○地域と連携した有害鳥獣の被害防止の推進 （主要事業：侵入防止柵への補助、生息環境対策の推進）	産業振興課

施策 11-2　持続可能な農業と担い手育成・支援

現状と課題

農業者は、一部で新規就農者の増加が見られたものの、農業従事者の減少と高齢化が進み、販売農家が減少傾向にある一方、兼業農家や土地持ち非農家は増加傾向にあるため、農業生産力の衰退や農地等の地域資源の維持・保全が困難となる地域が多くなり、町農業の中心を担う効率的経営体の育成や人材確保が必要となっています。

親元就農者や新規就農者の支援とともに、地域全体で農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要があります。また、循環型農業として、農薬や化学肥料に依存しない有機農業の注目が高まっています。

施策の方向性

・農業が、魅力とやりがいのある職業となるよう、将来の町農業を担う若者や意欲ある農業経営者に対して、効率的かつ安定的な農業経営の育成を支援します。
・新たに農業経営を営む親元就農者等、農業後継者の経営継承や新規参入者の確保に向け、関係機関と連携し、円滑な就農に向けた研修体制や支援施策の充実と、農地等の関係情報の収集や提供、経営力向上等の支援を行います。
・持続可能な農業を行っていくために、スマート農業の導入や、市場ニーズの変化に対応した循環型農業への支援を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○主力の担い手農家への支援の強化 （主要事業：農業経営基盤の強化支援、スマート農業の導入）	産業振興課
○農地の集積・集約の推進 （主要事業：農地の流動化の促進、農地中間管理機構事業の推進）	産業振興課
○新規就農と事業承継への支援　★ （主要事業：**親元就農者及び新規就農者の経営基盤の安定化支援、新規就農者の受入対策の強化、匠の技伝承事業**）	産業振興課
○生産力の維持 （主要事業：耕種農家の生産力の維持、畜産農家の生産力の維持）	産業振興課
○循環型農業の推進 （主要事業：環境保全型農業の支援、農業資材による環境負荷の低減）	産業振興課

施策 11-3　食農教育と地産地消の推進

現状と課題

輸入による農産物の価格の低迷や消費者ニーズの多様化、食の安全性の確保の問題から、安心・安全で新鮮な地場産農産物、地元食材などの地産地消が重要になっています。また、保育園、小中学校の給食へ提供することにより、生産者の思いややりがいを学び、郷土愛や誇りの醸成を行っています。

施策の方向性

・住民や町内事業者の農業に対する理解を深め、地域全体で農業・農村を支えていくようにするため、住民の「農」への関わりを増やすとともに、消費喚起を促します。
・保育園・学校での食農教育や農業体験を実施することで、農業の大切さを学ぶ場を作ります。
・給食への地場産農作物、地元食材の供給による地産地消の推進を図り、子どもから大人までが地元産品の良さ、生産者の思いを再確認できる機会を創出します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○食農教育の推進と住民の消費喚起 （主要事業：住民による農業・農村の維持活動の促進、保育園・学校での食育や農業体験の実施）	産業振興課 こども課
○給食への地場産農作物の提供 （主要事業：地産地消の推進、農産物直売所との連携、保育園・学校給食での町内産農産物利用の推進、生産者と食べる学校給食）	産業振興課 こども課

施策 12　林業の振興

施策の目指す姿

豊かな森林を 50 年先の未来へ健全な姿で引き継ぐため、佐久穂の森構想の実現を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
民有林の再造林面積（ha）	―	R2	40.00	R8	産業振興課

協働のパートナー

住民、森林所有者、森林整備事業者、猟友会、民間企業、研究機関、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町林業創生戦略、佐久穂町森林整備計画

SDGs

施策 12-1　佐久穂の森構想の推進

現状と課題

森林の有する多面的機能を発揮させるとともに、衰退した林業の活性化及び資源の有効活用に向けて、森林を 50 年先の未来へ健全な姿で引き継ぐため、適切な森林整備を行い、豊かな暮らしと地域内循環を目的とした「佐久穂の森構想」を策定しました。

これから、森林資源を利活用した産業化を進めることや、担い手確保のための人材育成、多面的機能維持のための情操教育などが重要となります。

施策の方向性

・林業の創生を推進するため、佐久穂町林業創生戦略研究会を開催しながら、当町の豊かな森林資源の活用方法を調査・研究し、産業化につながるように進めていきます。
・具体的な利活用として、府中市役所建設に伴うカラマツの提供やネームプレート作成等によるカラマツ材の利用の促進を図ります。
・小さい頃から木に親しみ、木材の良さを知ることが大切であるため、木育活動として、子どもから大人も含めた体験・研修の機会を創出します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○森林資源の調査及び活用方法の研究　★ （主要事業：**木材の高度利用に関する調査･研究**、観光林業の研究、バイオマス・ジビエ等の活用研究）	産業振興課
○森林資源の利活用の推進　★ （主要事業：**木材の利活用**、**その他の森林資源の利活用**）	産業振興課
○人材育成及び情操教育の推進　★ （主要事業：**木育の推進**、**森林林業キャリア教育の推進**※再掲、就林者の支援、林業匠の技伝承事業）	産業振興課

施策 12-2　森林整備保全（治山治水）

現状と課題

民有林は、標準伐期を過ぎた人工林が非常に多くなっていますが、若齢林が皆無に等しい状況であり、早期に更新を行わないと永続的な林業を経営できなくなる恐れがあります。しかし、森林所有者の高齢化や不明者が多く、集約化が進まないため、次世代の管理者の把握や情報収集など、森林の管理体制の強化が急がれています。また、有害鳥獣駆除においては、猟友会員の減少、高齢化などの課題があります。

施策の方向性

・森林の持つ多面的機能と林業の活性化、成熟した森林資源の活用及び次世代に向けた主伐・再造林を行うため、森林整備実施者に対する施業箇所の集約化とコスト削減を目的とした更新一貫施業を継続します。
・高性能林業機械等の活用による伐採・造材作業や搬出・植栽作業を進めます。
・森林作業道の整備により作業を効率化しながら、適切な森林整備を促進します。
・地域や猟友会と連携しながら、有害鳥獣の駆除や病害虫の防除を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○森林整備の推進 （主要事業：森林整備の集約化、ゾーニングによる森林管理、ICT を活用したスマート林業、保有林の管理）	産業振興課
○森林作業道等の整備の推進 （主要事業：広域基幹林道の開設、林道の維持・管理）	産業振興課
○有害鳥獣の駆除・病害虫の防除 （主要事業：猟友会への支援、狩猟免許取得者への補助、松くい虫被害の防止）	産業振興課

施策 13　商工業の振興、起業・就業支援

施策の目指す姿

町の魅力や地域資源を活かし、商工業の振興、企業や就業の拡大と、まちなかのに“ぎわいづくり”を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
新たな事業の起業（件）	4	R2	6	R8	産業振興課 【戦略数値目標】
企業誘致件数（件）	1	R2	基準値以上	R8	産業振興課
製造品出荷額（万円）	711,251	R2	830,000	R8	工業統計調査
町内従業員数（人）	582	R2	600	R8	工業統計調査
ふるさと納税者数（件） ※災害分を除く	655	R2	3,000	R8	総合政策課 【戦略 KPI】
住宅新築助成金活用件数（件）	7	R2	15	R8	総合政策課 【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、事業者、起業を目指す者、民間企業、各種団体等

SDGs

施策 13-1　まちなかの商店の振興

現状と課題

町内の商業を取り巻く環境は、高齢化、後継者不足により、厳しい状況でありますが、空き店舗を活用した新たな店舗のオープンもあり、商工会と連携をした創業塾や事業承継、後継者育成などの支援強化を行う必要があります。

施策の方向性

・町内商業事業者の経営基盤の安定のため、中小企業に対して経営支援を行うとともに、新たな雇用の創出を支援します。
・空き店舗等を活用した起業や事業継承、後継者支援を行うことにより、商店が起業しやすい環境支援に努め、地域の「にぎわいづくり」を進めていきます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○魅力的な個店づくりの促進　★ （主要事業：佐久穂町商工会の活動支援、県・町の制度資金の利用促進、**事業承継事業**）	産業振興課 総合政策課
○にぎわいの創出 （主要事業：地元消費の促進、商品券の販売）	産業振興課
○空き店舗等を活用した新規創業者に対する支援　★ （主要事業：佐久穂町への企業誘致（商業）、**創業支援事業**）	産業振興課

施策 13-2　工業の振興

現状と課題

国際競争や人口減少等により、中小企業の経営状況は厳しくなっていますが、商工会と連携し、工業振興に向けた産官学及び企業間連携による支援を検討する必要があります。また、中部横断自動車道の開通など、首都圏からのアクセス向上を活かした企業やワーケーション等の誘致が重要となります。

施策の方向性

・町内工業事業者の経営基盤の安定のため、中小企業に対して経営支援を行うとともに、販路拡大に関する取組みを支援します。
・町内の建築関連事業者の育成や町産木材・石材の利用促進に向けて、住宅新築等の助成を行います。
・新たな雇用の創出を目指し、町有地を活用した企業誘致を推進します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○中小企業の経営基盤の強化 （主要事業：各種制度資金の活用支援、各種研修の実施）	産業振興課
○中小企業の販路拡大　★ （主要事業：地域ブランドの創造支援、**地域内経済循環の促進**、**住宅新築等助成事業**※再掲）	産業振興課 総合政策課
○町有地を活かした企業誘致の推進 （主要事業：佐久穂町への企業誘致（工業））	産業振興課 総務課

施策 13-3　起業・就業支援の充実

現状と課題

町内での働く場所の確保が課題となっていますが、町内企業や商工会と連携し、雇用の場の集約、情報提供や、スモールビジネス、テレワーク等の新たな働き方への支援を検討していくことも重要になります。また、近隣市町村と連携した就職相談会などにより雇用機会の提供を行い、町内の定住へつなげていく必要があります。

施策の方向性

・働く意欲のあるすべての住民が活躍できるまちにするため、企業誘致や新しい働き方の推進、空き家や空き店舗を活用した起業など、様々な働く場の充実を図ります。
・就職相談会の開催やインターンシップへの助成、移住者や求職者への求人情報等の提供やマッチングを推進します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○企業の誘致（本社機能、研究所、研修所を含む） （主要事業：佐久穂町への企業誘致※再掲）	産業振興課
○スモールビジネス、テレワークなど新しい働き方に対する支援 （主要事業：スモールビジネス、テレワーク等の推進）	産業振興課 総合政策課
○就業支援の充実 （主要事業：就職相談会の開催、インターンシップ助成）	産業振興課 総合政策課

施策 14　観光の振興

施策の目指す姿

町の豊かな自然や資源を活かし、守りながら、人と人とがつながる観光を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
観光客入込数（万人）	22.9	R2	24.5	R8	長野県観光地利用者統計調査
ふるさと納税による来町者数（人）	18	R2	34	R8	総合政策課【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、事業者、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町観光ビジョン、道の駅基本計画

SDGs

施策 14-1　観光資源の充実と活用

現状と課題

当町には、八千穂高原、古谷渓谷をはじめとするたくさんの自然資源があります。特に白駒の池や苔の森の知名度は上がっているため、町全体の観光業への活性化につなげる必要があります。佐久穂町観光ビジョンに基づき、観光事業者間の連携と観光協会及び行政での観光の推進が求められています。

施策の方向性

・豊かな自然環境と高速交通網、道の駅の整備を活かして、観光客の受入を拡大し、滞在時間の延長と消費の増大、観光関連事業の活性化を図ります。
・観光客の受入れを下支えする観光施設やアクセス環境の維持・向上を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○観光資源の磨き上げ　★ （主要事業：**観光ビジョンの推進**、**高原ガイドの育成**、**広域観光**、体験プログラムの充実、観光資源の周知・PR）	産業振興課
○観光施設の維持管理 （主要事業：別荘の維持管理、八千穂高原観光施設の維持管理）	産業振興課
○アクセス環境の向上 （主要事業：高速道路 IC からの観光誘導サインの維持管理、白駒線バスの運行）	産業振興課
○道の駅の整備・活用促進　★ （主要事業：**道の駅事業**）	総合政策課

施策 14-2　観光情報の発信

現状と課題

ホームページやパンフレット、FM 放送などのメディアを使った観光宣伝を行っていますが、それがどの程度、観光客の入込数につながったのか、費用対効果の検証が難しいことが課題です。

SNS 等を含めて、時代に合った情報発信を行っていく必要があります。

施策の方向性

・当町の認知度を高めて、観光客の受入を拡大していくため、ホームページや SNS、民間事業者との連携等による多様な情報媒体による効果的な情報発信を推進します。
・民間事業者との連携を強化するため、町観光協会の運営支援を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○多様な情報媒体による効果的な情報発信の推進 （主要事業：観光 PR の推進、民間事業者との連携による情報発信の推進）	産業振興課
○魅力的な観光をプロモーションする町観光協会の運営支援 （主要事業：観光協会の運営支援）	産業振興課

施策 14-3　体験型観光・特産品づくりの促進

現状と課題

町内には、農園の収穫体験やオーナー制度、事業所単位の体験型イベントが行われていますが、受け入れが少ないことが課題となっています。

新たな特産品づくりについては、農家や食品加工・販売業者及び観光施設等の連携が難しく、商品の開発や販路開拓の体制が不十分となっています。その第一歩として、プルーンのブランド化を進めています。

施策の方向性

・当町の交流人口、ファンを増やすため、地域の魅力ある資源を活かした体験や交流ができる仕組みを支援していきます。
・競争力のある特産品により、地域の産業を持続可能なものとしていくため、市場ニーズを踏まえつつ、町内事業者の特産品開発を支援します。
・合理的な生産・加工・流通・販売のサプライチェーンを構築し、道の駅の活用促進、町外への販路拡大を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○地域資源を活かした体験型観光の促進 （主要事業：グリーンツーリズムの推進、ふるさと納税の体験型メニューの充実）	産業振興課 総合政策課
○特産品づくりの促進　★ （主要事業：特産品開発の支援、**産品ブランド化**、異業種連携の推進、**ふるさと納税の商品拡充**）	産業振興課 総合政策課
○国内外への販路拡大支援 （主要事業：特産品の認知度の向上、特産品の販路の提供）	産業振興課

施策 15　社会インフラの維持管理

施策の目指す姿

暮らしを支える社会インフラを守り、安心・安全で快適なまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
橋梁修繕着手率（%）	―	R2	50	R8	建設課
げんでる号　年間利用者数（人）	17,998	R2	20,000	R8	総合政策課
生活排水処理率（%）	91.4	R1	94.1	R8	生活排水処理基本計画

協働のパートナー

住民、国、県、交通事業者、佐久水道企業団、南佐久環境衛生組合、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

生活排水処理基本計画

SDGs

施策 15-1　道路網の充実・維持

現状と課題

中部横断自動車道が八千穂高原 IC まで開通したことにより、地域経済や住民の安心・安全な道路網の向上が図られましたが、その先の早期建設の促進を更に進め、日本海と太平洋を結ぶ広域高速道路ネットワークの形成が重要であります。引き続き、国道、県道への整備の要望と、実施計画に基づく町道・橋梁の整備などのインフラ整備を行う必要があります。

施策の方向性

・生活の土台となる交通基盤として、中部横断自動車道、国道・県道等の道路の維持・整備は重要であり、国・県等と連携しながら、道路網の利便性の向上を図ります。
・町道は、地区の要望、実施計画に基づき、計画的な維持・整備を実施します。
・橋梁は、長寿命化計画に基づく修繕を行い、計画的な維持管理に努めます。
・除融雪の対策や通学路の安全対策を充実させ、安心・安全に利用できる道路環境を確保します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○道路の維持・整備 （主要事業：中部横断自動車道の整備の促進、国道・県道の整備・維持の促進、町道の管理・更新）	建設課
○橋梁の維持・改良 （主要事業：橋梁の長寿命化）	建設課
○除融雪対策の推進 （主要事業：除雪設備の充実、融雪剤の確保）	建設課
○通学路の安全対策 （主要事業：通学路の安全点検の実施、危険箇所の改善）	こども課 建設課

施策 15-2　公共交通ネットワークの確保

現状と課題

デマンドタクシー「げんでる号」は、住民の移動の足として定着していますが、導入時に比べて高齢者の免許保有比率が高く、利用者が減少しています。また、高齢者の交通事故を防ぐための免許自主返納事業が徐々に広がっています。

学生の通学の足となる JR 小海線や、観光客の足となる白駒線バスについても、利用者が減少傾向にあり、利用者のニーズを把握した改善が求められています。

施策の方向性

・住民の移動の足となる持続可能な地域公共交通のあり方検討、利用促進、高齢者のお出かけによる健康増進を推進します。
・交通事業者と連携して、観光客等の新たなニーズに対応した移動手段の確保に努めます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○デマンド交通の運行 （主要事業：デマンドタクシー「げんでる号」の運行、利用促進・利便性向上）	総合政策課
○JR 小海線各駅の利用促進 （主要事業：切符、定期券等の販売強化、JR 駅（羽黒下、八千穂）の管理）	総務課
○千曲バス、JR との観光連携 （主要事業：白駒線バスの運行・利用促進、JR との連携）	産業振興課

施策 15-3　水源保全、上水道の安全安定供給

現状と課題

町営水道は、八千穂簡水（筆岩・千代里・松井）、八千穂高原簡水、宿岩簡水となっており、それ以外は、佐久水道企業団の供給となっています。佐久水道企業団では、水需要の増加に伴い新たな水源確保と計画的な管路整備を行い、水の安定供給に努めています。

施策の方向性

・将来にわたり、安心・安全な水を安定的に供給するため、佐久水道企業団や地域と連携しながら、水道施設の維持管理を行い、安心・安全な水道水の供給を維持します。
・森林を維持しながら、豊かな水資源を確保していきます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○佐久水道企業団と連携した水の安定供給 （主要事業：施設の維持・更新の支援、水質確保の促進、宿岩簡水の移管）	建設課
○町営水道施設の維持・適正利用の推進 （主要事業：施設の適正な維持管理、適正利用に関する啓発）	建設課
○水資源の確保 （主要事業：森林の育成・維持）	産業振興課

施策 15-4　下水道などの維持・整備

現状と課題

町管理の農業集落排水は、うそのくち地区のみとなっており、それ以外の下水道区域は、南佐久環境衛生組合の管理となっています。下水道へ未接続の家庭もあるため、さらなる推進が必要となります。また、下水道区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理が求められています。

施策の方向性

・水質保全と快適な生活環境の向上のため、公共下水道施設や農業集落排水施設の適切な維持管理と利用促進を図ります。
・下水道処理区域内で未接続の家庭へは、公共下水道への接続を促します。
・下水道処理区域外の家庭には、合併処理浄化槽の設置促進と支援を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○公共下水道の維持と有効活用の促進 （主要事業：公共下水道施設の維持、農業集落排水施設の維持管理、公共下水道への接続の推進）	建設課
○公共下水道区域外の水質汚染防止 （主要事業：合併処理浄化槽の導入支援）	建設課

施策 16　土地利用と自然環境、景観形成

施策の目指す姿

自然環境や景観を保全し、誰もが住みやすい調和のとれた美しいまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
花のまちづくり 参加団体数（団体）	73	R2	基準値以上	R8	住民税務課

協働のパートナー

住民、自治会、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

国土利用計画（佐久穂町計画）、佐久穂町都市計画

SDGs

施策 16-1　計画的な土地利用の促進、景観の育成

現状と課題

中部横断自動車道の整備に伴い、暮らしやすい秩序あるまちをつくることを目指し、佐久穂都市計画区域が指定されました。佐久穂 IC 及び八千穂高原 IC 周辺においては、良好な環境の形成や保持のため、特定用途制限地域が指定されています。

また、景観を保全しながら、中心市街地の魅力・にぎわいの創出、歴史・文化を活かしたまちづくりを行うための取組みが必要となります。

施策の方向性

・都市機能の充実と暮らしやすさの向上を計画的に推進するため、都市計画に基づく土地利用や、町有土地の利活用を推進します。
・歴史的まちなみの継承や形成・にぎわい創出を行うことにより、住民のまちへの愛着やふるさとを思う気持ちを、醸成していきます。
・千曲川をはじめ、自然豊かな水辺空間を活用した、水と緑の潤いのある地域づくりを推進します。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○計画的な土地利用の促進 （主要事業：国土調査の実施、都市計画の特定用途制限に基づく土地利用の推進、町有土地の維持管理）	総務課 住民税務課 総合政策課 建設課
○景観・まちなみの育成支援　★ （主要事業：**歴史的なまちなみの継承や活用の促進**、かわまちづくり計画の策定、景観条例の検討）	総合政策課 住民税務課 建設課 生涯学習課

施策 16-2　自然環境の保全・整備

現状と課題

自然環境に支障を及ぼすような、無秩序な山林伐採による太陽光発電等の開発が行われないよう開発行為の規制を行っています。また、海外資本による森林買収などから、水資源への不安が高まっており、水資源の保全も重要になります。

ごみの不法投棄を未然に防ぐために、不法投棄監視連絡員と連携し、町内を巡回したり、自ら環境を保全する住民意識の向上のため、町全体でゴミ拾いを行う環境美化運動の実施や道路沿い等の植栽活動を行う団体に、花のまちづくりとして、花苗の配布を行っています。

施策の方向性

・自然環境の保全のために、開発行為の規制や、開発行為に伴う住民説明会の実施と報告を求めています。
・水資源が豊富な町として、開発行為を規制するなど、水資源等の保全に取り組みます。
・一人ひとりが地球環境や住環境の保全に取り組む地域を目指して、環境美化運動や花のまちづくりを推進します。
・ごみの不法投棄の未然防止のために、不法投棄監視連絡員と連携したパトロールを行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○環境の保全 （主要事業：自然・生活環境の保全、水資源の保全、開発行為の規制・指導）	住民税務課
○環境美化活動の推進 （主要事業：環境美化運動の実施、花のまちづくりの推進）	住民税務課
○不法投棄の未然防止 （主要事業：不法投棄監視連絡員との連携、不法投棄パトロール）	住民税務課

施策 17　循環型社会の推進

施策の目指す姿

地球環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な「循環型社会」の形成を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
住民１人１日あたりのごみ排出量（ｇ）	550	R2	462	R8	住民税務課
小水力の発電箇所（箇所）	―	R2	1	R8	総合政策課【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、自治会、事業者、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町一般廃棄物処理基本計画、佐久穂町役場温暖化防止計画

SDGs

施策 17-1　ごみ減量化、リサイクル推進

現状と課題

当町のごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ以外に、15 種類の資源ごみの分別となっていますが、その分別への協力や理解、ごみの発生抑制・減量化対策の強化、資源化の促進が求められており、地球温暖化防止による環境負荷の軽減に向けた更なるごみの減量化の推進が必要となっています。また、小中学校でもアルミ缶、エコキャップの回収や運動着のリユース活動等が行われており、環境に対する意識が高まっています。

施策の方向性

・快適で住みよい循環型社会の構築を目指して、住民の意識を高めながら、ごみのリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の３R に加え、使い捨てプラスチック製品等からリプレイス（代替素材への転換）の取組みによる４R を推進します。
・障がい者施設の皆さんに分別作業をしてもらうことで、施設の収入源の確保と、仕事を通じて地域とのつながりや、やりがいを持つための仕組みづくりを支援します。
・学校での環境教育や SDGｓの学習にも取り組んでいきます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○分別収集の徹底、廃棄物の処理 （主要事業：一般廃棄物の処理、小型家電等無料回収、粗大ごみ収集）	住民税務課
○清掃センターの維持管理 （主要事業：施設・設備の維持管理）	住民税務課
○障がい者施設の仕事の創出 （主要事業：障がい者循環型社会推進支援事業）	住民税務課 健康福祉課
○環境教育の推進 （主要事業：学校や地域での環境教育の実施）	こども課 住民税務課

施策 17-2　再生可能エネルギー導入の推進

現状と課題

太陽光発電の固定価格買取制度の開始により、町内でも民間企業による太陽光発電施設が設置されていますが、今後、耐用年数を超えた太陽光パネル等の処分等の問題が出てきます。また、町が出資者となっている農業用水路を使った小水力発電の工事も進んでおり、太陽光以外の再生可能エネルギーの普及も重要になります。

施策の方向性

・環境負荷の少ない循環型社会の構築や温室効果ガスの削減を目指して、太陽光や小水力などの地域資源を活かしたエネルギーや新エネルギーの研究・導入を促進します。
・公共施設への再生可能エネルギーの設置検討などの社会実装を進めていきます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○公共施設への再生可能エネルギーの導入 （主要事業：再生可能エネルギー設備等の設置検討）	住民税務課 総務課
○再生可能エネルギーの研究・導入の促進　★ （主要事業：**小水力発電の導入推進**、地域資源を活かした発電事業に対する支援）	住民税務課 総合政策課
○省エネルギー化の推進 （主要事業：クールビズ・ウォームビズの推進、エコ通勤の実施、省エネ機器の導入）	住民税務課 総務課

施策 18　防災対策の推進

施策の目指す姿

町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産の保護を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
消防団員数（人）	390	R3	基準値以上	R8	総務課
防災訓練参加者数（人）	2,764	R3	3,000	R8	総務課
地区防災マップ作成地区数（地区）	8	H28-R2	9	R4-R8	総務課 【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、自治会、消防団、国、県、ボランティア、福祉・介護事業者、民間企業、各種団体等

関連する分野別計画

佐久穂町国土強靭化計画、佐久穂町地域防災計画、佐久穂町耐震改修促進計画、
佐久穂町都市計画、佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画、

SDGs

施策 18-1　地域消防活動の充実

現状と課題

消防団員は減少傾向であり、平均年齢も上昇しています。また、町外で働く団員が多いことによる昼間の災害対策に課題があり、今後も一層厳しい環境になることが予想されます。

そのなか、団員の負担軽減の検討から、ポンプ操法大会中心であった訓練を見直し、各分団主体による実践的な訓練を実施しています。

施策の方向性

・消防団員の確保のために、団員の処遇改善と負担の軽減を行います。
・各種災害に迅速かつ確実に対応できるよう、防災力の向上、住民の生命と財産を守ることに重点を置いた訓練を実施します。
・消防車両の更新、消防施設、消火栓等の維持管理を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○消防団活動の充実・強化 （主要事業：団員確保や消防団の強化に向けた制度や体制の見直し、防災力向上につながる訓練等の実施）	総務課
○消防施設・設備の整備 （主要事業：消防施設の整備）	総務課

施策 18-2　災害予防対策の強化

現状と課題

近年は、全国各地で過去に経験したことの無い災害が発生していますが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方の防災と、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視した対策が求められています。「自分の命は自分で守る」との意識のもと、地域、職場、家庭において、互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策及び、自らの判断で避難する体制を構築していく必要があります。

施策の方向性

・各種災害の被害を小さくできるよう、インフラの強靭化を推進するとともに、地域での支え合いマップの活用、住民自らによる防災意識の向上、自主避難計画の作成など自主的活動を促進します。
・役場の業務継続体制の強化や防災情報設備の整備など、災害対応の準備を充実していきます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○大規模自然災害に強いインフラの整備 （主要事業：河川整備の促進、インフラの強靭化の推進、防災行政無線等情報伝達設備の維持管理、気象観測設備等の維持、河川洪水予測システムの導入）	建設課 産業振興課 総合政策課 総務課
○住民による防災の促進　★ （主要事業：総合防災訓練の実施、家庭における防災対策の啓発、**住民支え合いマップの更新**、自主避難計画（地区防災マップ）の作成促進、一般住宅の耐震化助成）	総務課 建設課
○災害対応の強化 （主要事業：役場の業務継続体制の強化、避難場所・避難所の確保、緊急時のライフライン確保、災害時用備蓄物品の整備、事後の適切な対応の推進）	総務課 健康福祉課 建設課 （全課）

施策 19　交通安全、防犯対策

施策の目指す姿

安心・安全な暮らしを守るため、事故も犯罪も遭わない、起こさない地域を目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
防犯啓発活動（回）	9	R2	10	R8	総務課
町内交通死亡事故件数（件）	3	H28-R2	基準値以下	R4-R8	総務課

協働のパートナー

住民、自治会、交通安全協会、防犯協会、各種団体等

SDGs

施策 19-1　交通安全対策の推進

現状と課題

交通安全の対策を図るためには、高齢者への交通事故防止の啓発と、子ども達への通学路の安全対策を含めた交通安全の意識向上と知識の普及が必要となっています。また、交通安全協会の役員の高齢化が問題になっており、負担軽減と担い手の確保が課題となります。

施策の方向性

・交通事故を未然に防げるよう、一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通事故にあわない・起こさないという交通安全意識と交通マナーの向上を推進します。
・通学路の安全点検や、危険個所の把握と改善を進め、地域と共に安全な通学環境の確保に努めます。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○関係機関と連携した交通安全の啓発 （主要事業：高齢者と歩行者への意識啓発、ドライバーへの意識啓発）	総務課
○交通安全協会の継続支援 （主要事業：交通安全協会の役割の見直し、交通災害共済）	総務課
○安全な通学環境の確保 （主要事業：通学路の安全点検の実施※再掲、安全な通学方法の指導、学校応援団や民生児童員会との連携）	総務課 こども課

施策 19-2　防犯対策・消費者自立支援の推進

現状と課題

防犯協会では、防犯指導員、防犯女性部によるパトロールや清掃活動、学校やスーパー、金融機関での啓発活動、警察と連携した広報活動なども行っていますが、役員の確保が課題となっています。また、中部横断自動車の開通から、町内に防犯カメラを設置したことにより、犯罪の抑止力の向上、記録映像からの犯罪解決にもつながっています。

施策の方向性

・犯罪を未然に防げるよう、関係機関と連携して、住民の防犯意識の高揚や自主的な防犯活動の促進に取り組みます。
・消費者保護の観点から、特殊詐欺やネット犯罪など新しい犯罪の情報発信や、相談体制の充実を図ります。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○犯罪の起こりにくい環境づくり （主要事業：街灯の管理、防犯パトロールの実施、学校や地域での防犯教育の推進）	総務課
○消費者保護の推進 （主要事業：消費者相談と注意喚起の推進、なんでも心配ごと相談所の開設※再掲、 佐久地域の消費生活センター設置の検討）	総務課

施策 20　持続可能な行財政経営

施策の目指す姿

社会の変化に対応した行財政運営と、住民にやさしく、適切な行政サービスが持続的に提供されるまちを目指します。

施策の達成目標

指標項目	基準値	（年・年度）	目標値	（年・年度）	出典・備考
実質公債費比率（%）	11.4	R2	11.0	R8	総合政策課
経常収支比率（%）	91.7	R2	87.0	R8	総合政策課 【戦略 KPI】
年間ふるさと納税額（千円）	14,535	R2	70,000	R8	総合政策課
政策研究所プロジェクト数（件）	―	R2	10	R4-R8	総合政策課 【戦略 KPI】
町ホームページ訪問者数（人／月）	11,468	R2	14,000	R8	総合政策課 【戦略 KPI】
情報接触度ポイント（点） 〈㈱ブランド総合研究所調査〉	4.5	R2	6.5	R8	地域ブランド調査 【戦略 KPI】
ＬＩＮＥ自治体アカウント 登録者数（人）	―	R2	3,500	R8	総合政策課 【戦略 KPI】

協働のパートナー

住民、議会、民間企業等

関連する分野別計画

佐久穂町総合計画、佐久穂町人材育成基本方針、佐久穂町公共施設等総合管理計画、
佐久穂町過疎地域持続的発展計画

SDGs

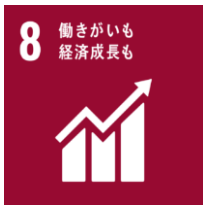

施策 20-1　効率的で安定した行財政運営

現状と課題

安定した行財政運営を行うにあたり、歳出の抑制はもちろん、歳入についてもふるさと納税の活用や新たな財源の確保、収納率の向上、受益者負担の適正化など、創意工夫で取り組んでいく必要があります。また、感染症対策により一挙に進んだデジタル化を推進し、業務の効率化やコストの削減につなげていくことが重要です。

施策の方向性

・生活の利便性・快適性の向上や行財政運営の効率化・高度化を図るため、長期的な展望に立った財政見通しを踏まえた堅実でバランスのとれた財政運営や業務の効率化を行います。
・幅広い分野での ICT の戦略的導入、公共施設の適正配置、合理的な維持管理を推進します。
・本計画を効果的かつ効率的に推進するため、定期的な住民意識調査により住民の満足度を把握するとともに、PDCA サイクルを適切にまわしながら、施策の見直しを継続的に行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○自主財源の確保 （主要事業：ふるさと納税の促進、手数料・利用料金の見直し、課税・収納事務の強化、普通財産の売却）	総合政策課 住民税務課 総務課
○持続可能な財政運営 （主要事業：地方交付税の確保、辺地・過疎対策）	総合政策課
○情報技術の活用等による効率化と効果向上 （主要事業：基幹系・情報系システムの管理・運用、行政手続きのオンライン化、ICT 活用による窓口対応の効率化、マイナンバーの普及促進による効率化、タブレット活用による議会の ICT 化推進）	総合政策課 住民税務課 議会事務局
○町有施設等の適正配置・維持管理の推進 （主要事業：計画に基づく改修・長寿命化の推進、施設の統合・廃止等の検討、光ケーブルの維持管理、霊園の維持管理、地区公園の維持管理）	総務課 生涯学習課
○計画的、効率的な行財政運営と評価 （主要事業：基本計画・実施計画・事務事業シートの進捗管理、統計調査、住民アンケートの実施）	総合政策課

施策 20-2　行政サービスの向上・情報発信の推進

現状と課題

住民に親しまれる行政サービスの提供には、迅速、正確、親切、丁寧な窓口対応が求められています。

住民への情報発信手段としては、防災無線、広報誌、回覧板、ホームページ、SNS 等がありますが、デジタル化を進めていくなか、情報を受け取る側の状況を考えながら、情報発信手段を検討する必要があります。また、ホームページ等は情報の更新・蓄積や見やすいデザインなども重要であり、システムの改修や管理体制の強化に努めます。

施策の方向性

・住民にとって、便利でわかりやすい、やさしい窓口サービスを目指します。
・住民と行政がコミュニケーションを取りながら、まちづくりを進めるため、広報誌、ホームページ、SNS 等、多様な広報手段を使い、行政情報をわかりやすく、得やすい情報の提供を行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○住民に親しまれる行政サービスの提供 （主要事業：総合窓口の充実、庁舎の維持管理）	住民税務課 総務課
○行政広報誌による情報発信 （主要事業：広報さくほの発行、議会だよりの発行）	総合政策課 議会事務局
○ホームページ・SNS による情報発信　★ （主要事業：**ホームページの強化、LINE の活用**）	総合政策課
○防災行政無線の定時及び非常放送 （主要事業：防災無線の活用）	総務課
○行財政の情報公開 （主要事業：行政評価・決算等の情報公開）	総合政策課

施策 20-3　職員の人材育成・職場環境の整備

現状と課題

住民ニーズの多様化、デジタル化の加速等により、これまでの当たり前が通じない時代となっており、職員の減少による一人当たりの負担の増加や、コンプライアンス問題、職場環境におけるコミュニケーション不足、ハラスメントなどの課題解決が必要となります。

施策の方向性

・時代の変化に対応していくため、職員の能力開発や意識改革などの人材育成、外部人材・機関との連携による業務の効率化などを推進します。
・働きやすい職場環境の整備に向けて、個々の能力が発揮できる適材適所、女性職員の活躍推進、ハラスメントの防止、休暇を取得しやすい職場づくりを行います。

具体的な施策と担当課

具体的な施策	担当課
○人事評価・研修等による職員の能力開発　★ （主要事業：人事評価の実施、**能力向上のための職員研修の実施**）	総務課
○外部人材・機関の活用　★ （主要事業：**政策アドバイザーの導入**、外部人材・機関等の導入）	総合政策課
○働きやすい職場環境の整備　★ （主要事業：**働き方改革の推進**、ワークライフバランスの推進、育児休暇の取得推進、 能力に応じた女性管理職の積極的な登用、ハラスメントの防止）	総務課

付属資料

1　諮問・答申　-----108

2　総合計画審議会　-----109

1　諮問・答申

（1）諮問

3 佐久穂総政第 372 号
令和 3 年 9 月 29 日

佐久穂町総合計画審議会長　様

佐久穂町長　佐々木　勝

第２次佐久穂町総合計画（後期基本計画）について（諮問）

佐久穂町総合計画審議会条例第２条の規定により、総合計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

（2）答申

令和 4 年 3 月 22 日

佐久穂町長　佐々木　勝　様

佐久穂町総合計画審議会長　小林　守正

第２次佐久穂町総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和 3 年 9 月 29 日付 3 佐久穂総政第 372 号で諮問のあった第２次佐久穂町総合計画（後期基本計画）について、佐久穂町総合計画審議会条例第２条の規定に基づき、本審議会で慎重に審議し、別紙の通り案をとりまとめましたので答申します。

なお、総合計画の推進にあたっては、計画の内容を周知し、着実に遂行いただきますよう申し添えます。

2　総合計画審議会

（1）条例

佐久穂町総合計画審議会条例

平成17年3月20日条例第25号

（趣旨）
第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、佐久穂町総合計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）
第2条　町長の諮問に応じ、町の計画に関し必要な調査及び審議を行うため、佐久穂町総合計画審議会を置く。

（組織）
第3条　委員会は、委員20人以内で組織する。
2　委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。
(1)町教育委員会の委員1人
(2)町農業委員会の委員1人
(3)町の区域内の公共的団体の役員及び職員5人以内
(4)識見を有する者10人以内
(5)その他町長が認める者3人以内

（会長）
第4条　審議会に会長を置き、委員が互選する。
2　会長は、会務を総理する。
3　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（任期）
第5条　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第6条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）
第7条　審議会の庶務は、町長の定める機関において所掌する。

（委任）
第8条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則
この条例は、平成17年3月20日から施行する。

（２）委員名簿

委員の構成	団体・役職名等	氏名	備考
町教育委員会の委員	佐久穂町教育委員会	山浦　みつ子	
町農業委員会の委員	佐久穂町農業委員会	小林　守正	会長
町の区域内の公共的団体の役員及び職員	佐久穂町商工会	小林　一吉	
町の区域内の公共的団体の役員及び職員	佐久浅間農業協同組合	須田　利一	
町の区域内の公共的団体の役員及び職員	南佐久北部森林組合	島﨑　和友	
町の区域内の公共的団体の役員及び職員	佐久穂町観光協会	加藤　東鬼破	
町の区域内の公共的団体の役員及び職員	佐久穂町社会福祉協議会	小林　俊彦	
識見を有する者	佐久穂町区長会	鷲見　修	
識見を有する者	福祉関係団体 身体障害者福祉協会	畠山　敏雄	
識見を有する者	保健衛生関係団体 保健推進員	伴野　由里子	
識見を有する者	道水路関係団体 佐久穂女性みちの会	小須田　はる枝	
その他町長が認める者	公募（H30 年度）	小林　隆	
その他町長が認める者	公募（H30 年度）	西村　寛	

第２次佐久穂町総合計画
基本構想、後期基本計画

本計画書は、佐久穂町ホームページでもご覧いただけます。
佐久穂町ホームページ TOP ＞ 町からのお知らせ ＞ 施策計画 ＞ 総合計画

令和４年５月

発行 **佐久穂町**

編集　総合政策課

〒384-0697　長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地